

第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について

「第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の一部改定については、昨年12月の常任委員会において御報告しました。市内のひとり親家庭に対して実施したアンケートやひとり親の当事者団体・支援者団体へのヒアリングの結果等を反映し、原案として取りまとめました。

<原案の概要>

I 計画策定の趣旨 (P.1~5)

はじめに 計画の一部改定について **追加** (P.1)

上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」と期間や取組の整合を図ること、令和2年に改定された国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下:「国基本方針」とします)との整合を図ることの観点から、一部改定のうえ令和6年度末まで2か年延長します。

1 計画の位置づけ (P.1)

母子及び父子並びに寡婦福祉法及び国基本方針に基づき、「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進しています。

2 計画の期間 **改定** (P.1)

平成30年度から令和6年度まで(7か年)

3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組 (P.3)

4 基本方針 (P.5)

児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的とします。

II ひとり親家庭の現状と課題 (P.6~16)

1 社会的な背景 (P.6)

(1) 子どもの貧困の社会問題化 **改定** (P.6)

令和元年国民生活基礎調査の結果では子どもの貧困率は13.5%で、3年前(平成28年)の調査の13.9%から低下しましたが、ひとり親家庭の貧困率は48.1%となっています。また、令和4年度本市調査では、新型コロナウイルス感染症拡大以降、食費の支出に困難が生じたと回答した家庭は51.7%にのぼります。

(2) 権利擁護の高まり **改定** (P.6)

平成24年の民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されましたが、養育費の不払いといった課題も表出してきています。また、国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権のあり方などが議論されています。今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確保や子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性 (P.7)

平成26年度の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正及び施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、比較的収入があることから、実際の支援対象には該当しにくくなっています。また、日常生活の支援の必要性や、相談相手がいない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。

(4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金 **改定** (P.7)

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まり、教育費の確保が課題となっています。民間の給付型奨学金や、令和2年度から始まった高等教育の修学支援新制度など、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わり、子どもの進学のモチベーションにつながるよう支援につなげていくことが求められています。

2 ひとり親家庭の現状 (P.8)

(1) ひとり親家庭の数 **改定** (P.8)

令和2年国勢調査によると、本市のひとり親世帯の数は、他の家族等と同居している場合も含めると、母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯の計22,635世帯となっています。また、令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、となっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について **改定** (P.8)

令和元年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の稼働収入は686.8万円の方、母子家庭は231.1万円でした。令和4年度本市調査では、稼働収入平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体237.2万円となっています。また、養育費について取り決めをしている世帯は、令和4年度本市調査では50.2%で、平成24年度本市調査から少しずつ増加し、半数程度までになっています。

(3) ひとり親家庭の親について **改定** (P.8)

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の親の平均年齢は、母親41.8歳、父親48.3歳となっています。親の最終学歴は「高校・高等専修学校卒」が母親37.4%、父親42.2%と最も多くなっています。次いで、母親は「高専・短大・専門学校卒」の32.5%、父親は「大学・大学院卒」の31.1%でした。「中学校卒」は、全体の9.3%を占めました。

(4) ひとり親家庭の子どもについて **改定** (P.9)

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭の子どもの人数は「1人」が47.9%、「2人」が39.0%、「3人」が11.9%、「4人」が1.2%で、ひと家庭あたりの子どもの人数の平均は、母子家庭1.66人、父子家庭1.73人となっています。

ひとり親家庭を構成する子どもの就学・就労状況については、「小学生」が32.0%と最も多く、次いで「中学生」の23.9%となり、「小学校入学前」の子どもは13.2%ですが、母子家庭では13.8%、父子家庭では7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと (P.9)

平成29年度本市調査では、「生活費が不足している」が57.6%、次いで「日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。父子家庭では、ひとり親になった際に「日常の家事ができない」ということで困ったとの回答が55.9%にのぼりました。

(6) 福祉制度の認知状況等 **改定** (P.10)

平成29年度本市調査では、「児童扶養手当」等の認知状況は7割以上でしたが、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」等の認知割合は3割以下でした。令和4年度本市調査では、前述の「教育訓練給付金」の認知割合は約4割でしたが、生活をすぐに支援できる「食品提供会」の認知度は3割以下となりました。

注:本計画を策定した平成29年度に、本市におけるひとり親家庭の状況を把握するための市民アンケート調査を実施しています。また、計画の一部改定にあたり、令和4年度にもアンケート調査を実施しましたが、調査対象や調査項目が異なっているため、単純な比較はできません。

3 ひとり親家庭の課題状況 改定 (P. 12)

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

現状と課題について、6つの項目にまとめました。

| | |
|----------------------------------|--|
| (1) 子育てや生活支援について (P. 12) | |
| 現状 | ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。 親または子の疾病や障害、DVや児童虐待など、他に様々な困難を抱えている場合もあります。 |
| 課題 | ・ヘルパー派遣等による家事支援や保育の確保、DV被害へのケアや養育支援 ・地域の支援者とのつながりの育み |
| (2) 就業の支援について (P. 12) | |
| 現状 | ひとり親家庭の親は9割近くが就労していますが、母子家庭の母は非正規職員が半数近くを占めています。また、令和4年度本市調査では、母子家庭・父子家庭ともに4割の人が、より良い就労に向けて転職したいと考えています。 |
| 課題 | ・本人や子の状況、これまでのキャリアや希望を踏まえ、就労の安定や、資格の取得支援と就職・転職に向けた、きめ細かな伴走支援 |
| (3) 経済的支援について (P. 13) | |
| 現状 | 令和4年度本市調査では、暮らし向きが「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した世帯は全体の3分の2にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守るたいへん重要な支援です。 |
| 課題 | ・国の制度を踏まえ、児童扶養手当等の支援の着実な実施 ・就労や稼働収入の増加など、生活向上に向けた次のステップに繋げていく支援 |
| (4) 養育費確保の支援について (P. 14) | |
| 現状 | 令和4年度本市調査によると、平成24年の民法改正を受け離婚届に養育費についてのチェック欄が設けられて以降に離婚した世帯では、それまでに比べ養育費の取り決めを行った割合が上がっていますが、ひとり親家庭全体で見ると、半数近くの世帯で養育費の取り決めが行われていません。 |
| 課題 | ・養育費の相談や法律相談のニーズの増加への対応 ・養育費セミナー等の開催による情報提供など、啓発の取組の強化 ・養育費確保支援事業等の着実な実施 |
| (5) 相談・情報提供について (P. 14) | |
| 現状 | 相談については、父子家庭の当事者同士のつながりが希薄で、相談相手が見つかりづらい傾向があります。情報提供については、「制度について知らず、利用できなかった」というアンケート回答も多く挙がっています。 |
| 課題 | ・父子家庭への情報提供 ・さまざまな手法による、わかりやすく、利用につながる支援情報の提供 |
| (6) 子どもへのサポートについて (P. 15) | |
| 現状 | 親との離死別等による生活の変化や、DVや虐待などにより、心のケアが必要な場合や、就業などの理由で、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。 親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。 |
| 課題 | ・学習支援や生活支援、面会交流支援など、子ども自身への支援の更なる充実 ・子ども食堂など、地域力による支援の取組の充実 |

Ⅲ 支援の基本的姿勢 (P.17~19)

1 支援の基本的姿勢 (P. 17)

計画を推進するにあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」、重点的に取り組む内容を「5つの重点」として掲げ、取組を進めていきます。

(1) 3つの視点 (P. 17)

- ア 自立を支援する視点…ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援
- イ 子どもの視点…子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援
- ウ 地域支援の視点…ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

(2) 5つの重点 改定 (P. 18)

各自治体で策定する自立支援計画の基礎となる国基本方針が令和2年に一部改定されたことを踏まえ、「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「生活困窮者自立支援、地域民間団体などとの連携」「ワンストップ支援体制の構築」といった新たな視点を、5つの重点に反映させます。

ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組を進めていきます。

イ ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供がワンストップで実施できる体制の構築に取り組めます。

※ 母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定されています。なお、本市においては、区子ども家庭支援課で「母子・父子の自立支援（生活支援）業務」を担当する社会福祉職がこの役目を担うこととしています。

ウ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組めます。

エ 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

オ 子どもへの支援

親との離死別、DV等の子どもへの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるような生活・学習の支援を行います。また、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流、養育費の確保など、子どもの視点に立った支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。

IV 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援 **追加** (P.20~22)

1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響 (P.20)

アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる、新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- ・勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- ・雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- ・感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- ・学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- ・家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

また、アンケート調査において、「新型コロナウイルス感染症により、就労に影響があった」と回答した方は56.5%で、そのうち、「収入の低下」、「雇用契約期間の満了や解雇」といった影響を受けた方は合計82.5%にもなりました。

2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援 (P.20)

本市ではこれまで、新型コロナウイルスの影響で困難を抱えたひとり親家庭の生活を支えていくための支援を実施してきました。

- (1) ひとり親世帯への給付金の支給 (P.20)
- (2) ひとり親世帯フードサポート事業(ぱくサポ) (P.21)
- (3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充 (P.21)
- (4) 住宅支援資金貸付 (P.21)

3 今後の支援の方向性 (P.21)

(1) 即時的・経済的な支援 (P.21)

アンケートでは、コロナ禍で役立った支援として、ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス関連給付金などの現金での給付金や、食料品の現物での給付など、生活のうえですぐ利用できるものを回答した方が多くありました。

国の制度や民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援 (P.21)

ヒアリングでは、即時的な支援を受けても生活が改善できず困っている家庭もあり、子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度を活用し、資格の取得、就職・転職を支援していきます。

(3) 親子へのサポートや交流 (P.22)

ひとり親家庭、当事者団体の双方から、他の家庭との交流の機会が少ない、親がリラックスできる機会が少ない、子がさまざまな体験ができないなどの悩みの声がありました。

対面やオンラインを適切に選択し、感染防止対策を講じながら幅広く催事を開催し、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないよう支援していきます。

(4) 支援に関する手続きや情報提供 (P.22)

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、手間の軽減の観点から、就労支援や申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、「制度を知らずに利用できなかった」ということが生じないように、ウェブサイトやSNS、紙媒体など、それぞれが持つ利点を踏まえ、多面的な情報提供を行っていきます。

V 支援の具体的計画 **改定** (P.23~37)

- 1 子育てや生活支援…日常生活支援事業、保育所優先入所、こども家庭総合支援拠点 等
- 2 就業の支援…自立支援給付金事業、就業・自立支援センター事業 等
- 3 経済的支援…児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助、特別乗車券交付事業 等
- 4 養育費確保の支援…養育費確保支援事業、法律相談 等
- 5 相談・情報提供…相談・提供体制の充実、離婚前相談 等
- 6 子どもへのサポート…生活・学習支援事業、思春期・接続期支援事業 等
- 7 新型コロナによる困窮の支援…ひとり親世帯フードサポート事業

計画の進捗よく状況の把握 **改定** (P.37)

本計画全体を統括的に把握する指標として掲げている目標の、最終年度の数値については、「第2期子ども・子育て支援事業計画」にあわせて設定することとしています。令和4年度の「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに基づき、次のとおり指標数値を設定します。

【指標1】就労の状況の把握

| 目 標 | 現状値(平成28年度末) | 令和3年度実績 | 令和6年度 |
|-----------|--------------|------------|-------------------|
| ひとり親の就労者数 | 1,022人(累計) | 2,855人(累計) | <u>3,700人(累計)</u> |

【指標2】自立支援の状況の把握

| 目 標 | 現状値(平成28年度末) | 令和3年度実績 | 令和6年度 |
|------------------|--------------|---------|---------------|
| ひとり親家庭自立支援事業利用者数 | 3,510人 | 4,685人 | <u>6,000人</u> |

VI 参考資料 **追加** (P.38~59)

こども青少年・教育委員会
令和5年2月13日
こども青少年局

横浜市ひとり親家庭自立支援計画(改定原案)

平成30年度～令和6年度

横浜市



目次

| | | |
|----|---------------------------------|----|
| I | 計画策定の趣旨 | 1 |
| | はじめに 計画の一部改定について | 1 |
| | 1 計画の位置づけ | 1 |
| | 2 計画の期間 | 1 |
| | 3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組 | 3 |
| | 4 基本方針 | 5 |
| II | ひとり親家庭の現状と課題 | 6 |
| | 1 社会的な背景 | 6 |
| | (1) 子どもの貧困の社会問題化 | 6 |
| | (2) 権利擁護の高まり | 6 |
| | (3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性 | 7 |
| | (4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金 | 7 |
| | 2 ひとり親家庭の現状 | 8 |
| | (1) ひとり親家庭の数 | 8 |
| | (2) ひとり親家庭の世帯状況について | 8 |
| | (3) ひとり親家庭の親について | 8 |
| | (4) ひとり親家庭の子どもについて | 9 |
| | (5) ひとり親家庭になったときに困ったこと | 9 |
| | (6) 福祉制度の認知状況等 | 10 |
| | 3 ひとり親家庭の課題状況 | 12 |
| | (1) 子育てや生活支援について | 12 |
| | (2) 就業の支援について | 12 |
| | (3) 経済的支援について | 13 |
| | (4) 養育費確保の支援について | 14 |
| | (5) 相談・情報提供について | 14 |
| | (6) 子どもへのサポートについて | 15 |

| | |
|--|----|
| Ⅲ 支援の基本的姿勢 | 17 |
| 1 支援の基本的姿勢 | 17 |
| (1) 3つの視点 | 17 |
| (2) 5つの重点 | 18 |
| ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援 | 18 |
| イ ニーズに応じた適切な相談支援 | 18 |
| ウ 積極的な情報提供 | 18 |
| エ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携 | 18 |
| オ 子どもへの支援 | 18 |
| Ⅳ 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援 | 20 |
| 1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響 | 20 |
| 2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援 | 20 |
| (1) ひとり親世帯への給付金の支給 | 20 |
| (2) ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ） | 21 |
| (3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充 | 21 |
| (4) 住宅支援資金貸付 | 21 |
| 3 今後の支援の方向性 | 21 |
| (1) 即時的・経済的な支援 | 21 |
| (2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援 | 21 |
| (3) 親子へのサポートや交流 | 22 |
| (4) 支援に関する手続きや情報提供 | 22 |
| Ⅴ 支援の具体的計画 | 23 |
| ひとり親家庭自立支援計画体系図 | 23 |
| 1 子育てや生活支援 | 24 |
| 2 就業の支援 | 27 |
| 3 経済的な支援 | 29 |
| 4 養育費確保の支援 | 32 |
| 5 相談機能や情報提供の充実 | 33 |

| | | |
|----|---------------------------------|----|
| 6 | 子ども自身へのサポート | 35 |
| 7 | 新型コロナによる困窮の支援 | 37 |
| | □計画の進ちょく状況の把握 | 37 |
| VI | 参考資料 | 38 |
| 1 | 平成 25～29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧 | 38 |
| 2 | 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要（平成 29 年度） | 45 |
| 3 | ヒアリング調査結果の概要（平成 29 年度） | 49 |
| 4 | 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会（平成 29 年度） | 52 |
| 5 | 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要（令和 4 年度） | 53 |
| 6 | ヒアリング調査結果の概要（令和 4 年度） | 57 |

Ⅰ 計画策定の趣旨

はじめに 計画の一部改定について

この計画は当初、平成 30 年度から令和 4 年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和 2 年度から 6 年度までとなっており、取組の方向性や指標の整合が図られていません。今後、上位計画との整合を図るため、本計画の期間を令和 6 年度末まで 2 か年延長します。

延長にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、また、令和 2 年に行われた国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下：「国基本方針」とします）との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行いました。

1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成 14 年 11 月「母子及び寡婦福祉法」（平成 26 年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称変更）が一部改正され、その第 12 条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。また、平成 15 年 3 月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「国基本方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成 15 年度、平成 20 年度及び平成 25 年度にそれぞれ 5 か年間の「自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してきました。

第 4 期計画は、第 3 期（平成 25 年度から平成 29 年度）の 5 か年計画が終了するにあたり、

- ・ ひとり親世帯アンケート調査及び支援者・当事者団体へのヒアリングの実施
- ・ 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- ・ 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での意見聴取
- ・ 市民意見募集

を行い、策定しています。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から令和 6 年度までの 7 か年とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づき厚生労働大臣が定めた「国基本方針」の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度まで、令和 2 年度から 6 年度までのそれぞれ 5 年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成 30 年度からの 5 か年として策定し、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしていましたが、「国基本方針」の改定や新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行いました。

3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組

| | | |
|----------|--|--------------------------------|
| 平成14年3月 | 母子家庭等自立支援対策大綱 | 児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ |
| 11月 | 母子及び寡婦福祉法改正 * 都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる | |
| 平成15年4月 | 国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度） * 母子家庭施策の総合的な展開 * 自立支援計画の基本となるべき事項 | |
| 平成16年3月 | 横浜市母子家庭等自立支援計画（平成15年度～平成19年度） | |
| 平成20年4月 | 国の基本方針（対象期間：平成20年度～平成24年度） * ①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策 ④経済的支援策 の総合的な支援を実施 * 就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化 | |
| 平成21年3月 | 横浜市母子家庭等自立支援計画（平成20年度～平成24年度） | |
| 平成24年4月 | 民法等の改正法施行 * 離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化 | |
| 平成25年3月 | 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 * 雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等 国の基本方針の対象期間の延長 （平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成26年度に延長） | |
| 平成26年1月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 | 子どもの貧困が社会問題化 |
| 平成26年2月 | 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成25年度～平成29年度） | |
| 平成26年8月 | 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定 | 父子への支援拡充 |
| 平成26年10月 | 母子及び寡婦福祉法改正→母子及び父子並びに寡婦福祉法へ * 支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大 | |
| 平成27年10月 | 国の基本方針（対象期間：平成27年度～平成31年度） * ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。 ①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施） ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大 | |

● 第3期計画（25～29年度）期間内に実施した主な取組内容

| 年度 | 計画における分野 | 取組内容 |
|-------------------------|--|---|
| 25 | 就業の支援 | 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金：新たに父子家庭を対象 |
| 26 | 経済的支援 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業：新たに父子家庭を対象 |
| | | 児童扶養手当：公的年金給付等との併給制限の見直し |
| | 相談・情報提供 | 母子家庭等就業・自立支援センター：「ひとり親サポートよこはま」という愛称を設定。併せて、「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を記載したカードを作成し、区役所窓口等で配布を開始。 離婚に関する相談の新規実施 |
| | | 区職員向け研修：養育費に関する研修を改編し、「離婚前後の法律問題と養育費に関する研修」を実施（27年度以降は年3回） |
| 27 | 就業の支援 | ジョブスポット：全18区に設置（25年度から順次設置） |
| | 経済的支援 | 寡婦（夫）控除のみなし適用：新規実施 |
| | 養育費確保の支援 | 法律相談：実施回数の増（年36回→年42回） |
| 養育費セミナー：実施回数の増（年2回→年3回） | | |
| 28 | 子育てや生活支援 | 日常生活支援事業：未就学児を養育している家庭について、就業を理由とする場合の定期的な利用を開始 |
| | 就業の支援 | 自立支援教育訓練給付金：支給割合の拡充（2割→6割） |
| | | 高等職業訓練促進給付金：支給期間の拡充（2年→3年） |
| | | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業：新規実施 |
| | | 高等職業訓練促進資金貸付事業：新規実施 |
| | 経済的支援 | 児童扶養手当：第2子以降の加算額の増額 |
| | 養育費確保の支援 | 養育費セミナー：実施回数の増（年3回→年4回） |
| | 相談・情報提供 | ひとり親サポートよこはま：ひとり親サロン（月1回、講習会等をとおしたひとり親同士の交流の場）を新規実施 |
| 子どもへの支援 | ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業：ひとり親家庭の子どもに対し、食事の提供を含む夕方以降の生活の支援をモデル実施 | |
| 29 | 就業の支援 | 自立支援教育訓練給付金：新たに雇用保険の教育訓練給付金対象者にも適用 |

※ひとり親サポートよこはま実施事業

※ひとり親サポートよこはま実施事業

4 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。

多くのご家庭では、親が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも子どもは健やかに成長していきますが、すべてをひとりで担ういわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

DV被害や障害を抱えているなど他の困難要因が重なると、安定した生活を維持していくことや、子どもの養育環境を整えることが難しい状況に陥りやすいといった、課題状況もあります。

そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けては、子育てや生活維持、就労など、その生活を総合的にとらえたきめ細かな支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

また、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等の連携を図りながら推進していきます。

■ 本計画における用語の定義

- ・母子家庭：母と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ・父子家庭：父と20歳未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる場合を含む）
- ・寡婦：かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ひとり親家庭・・・母子家庭・父子家庭・寡婦

※本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

■ 引用している調査

- ・「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（平成29年度、令和4年度）」〈横浜市実施〉（以下、「平成29年度本市調査」「令和4年度本市調査」）
 - 対象：平成29年度：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む
 - 令和4年度：本市のひとり親家庭支援事業を利用したことのある世帯で、同居の親族がいる場合を含む
- ・「国勢調査（令和2年）」〈総務省実施〉
 - 対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯
- ・「令和元年 国民生活基礎調査(大規模実施)」〈厚生労働省実施〉

※ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

II ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的な背景

(1) 子どもの貧困の社会問題化

令和元年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.5%と平成28年調査の13.9%から低下していますが、ひとり親家庭と大人が二人以上いる家庭との貧困率を比べると、ひとり親家庭の貧困率は48.1%、大人が二人以上いる家庭の貧困率は10.7%となっています。

また、令和4年度本市調査においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降で「食費の支出が困難になった」と回答した家庭が51.7%と半数を超えました。この回答をした家庭のうち40.1%が「食料品価格の高騰」を挙げており、毎日の生活に影響するような経済的困窮を抱える家庭が多い状況です。

「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年に閣議決定され、子どもの貧困対策は国家的な課題となっています。中でもひとり親家庭の自立支援の取組の推進が重要となっており、「すくすくサポート・プロジェクト」として総合的な支援の取組が提唱されています。

■ すくすくサポート・プロジェクト（H28 厚生労働省）

<ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト>

- ・就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ・ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】◇自治体の窓口のワンストップ化の推進（相談支援体制の整備）

◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実

◇親の資格取得の支援の充実

◇児童扶養手当の機能の充実 など

(2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法の改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されました。一方、取り決めた養育費の支払いの不履行や面会交流における死亡事件などをはじめとした、さまざまな課題も表出しています。

また、国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権の在り方や、父母が子の監護について必要な事項の協議をすることができない場合の法定養育費制度の考え方が議論されており、令和4年11月には中間試案が取りまとめられました。子の最善の利益の確保を前提としたうえ

で、今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確実な確保や、子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。

(3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性

平成 26 年度の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、父子家庭は母子家庭に比較すると収入はあることから、実際の支援対象になかなか該当しないといった課題や、日常生活支援の必要性や、相談相手がない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。また、平均所得は高くとも、個々の所得で見ると、収入が低い層も一定数おり、福祉的な支援が必要な場合もあることに留意する必要があります。

(4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり～給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まっています。

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、教育費の確保はひとり親にとっても大きな課題となっています。

日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され、企業が新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の給付型奨学金も増えてきています。令和 2 年度より高等教育の修学支援新制度も始まり、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わるとともに、子どもにとって進学のもちベーションにつながるよう、支援につなげていくことが求められています。

<参考>

横浜市におけるひとり親世帯数の推移（国勢調査）

（単位：世帯）

| | ひとり親と 20 歳未満の子のみで 構成される世帯 | | | その他世帯員との同居を含む世帯 | | |
|------|------------------------------|---------|--------|-----------------|---------|--------|
| | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
| 母子世帯 | 18,401 | 17,600 | 14,842 | 24,311 | 22,803 | 19,481 |
| 父子世帯 | 2,742 | 2,124 | 1,943 | 4,566 | 3,588 | 3,154 |
| 合計 | 21,143 | 19,724 | 16,785 | 28,877 | 26,391 | 22,635 |

2 ひとり親家庭の現状

(1) ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635世帯で、内訳は母子家庭19,481世帯、父子家庭3,154世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と20歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785世帯で、内訳は母子家庭14,842世帯、父子家庭1,943世帯となっています。

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、母子家庭では、離婚が88.5%、死別が3.1%、未婚が8.2%、父子家庭では、離婚が77.8%、死別が15.6%、その他が6.7%となっています。

(2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和元年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」686.8万円に対して、母子家庭は231.1万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

平成29年度本市調査によると、年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は432万円（平成24年度調査344万円）ですが、母子家庭の平均収入は361万円（平成24年度調査331万円）、父子家庭の平均収入は643万円（平成24年度調査571万円）となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は平成24年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。また、令和4年度本市調査では、稼働収入の平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体で237.2万円となっています。

養育費について取り決めをしている世帯（「子によって違う」と回答した世帯を含む）は平成29年度調査時は44.6%、令和4年度本市調査時は50.2%で、平成24年度調査の43.6%から少しずつ増加し、半数程度にまでなっています。

住居の状況は、平成29年度調査では「民間の賃貸住宅」が33.4%と最も多く、また、「市営・県営」や「公団」などの公営住宅は8.3%となっています。「自身の名義の持家」は28.5%、「自身以外の名義の持家」が23.8%となっています。令和4年度本市調査では、「民間の賃貸住宅」が41.4%、公営住宅が11.9%、「自身の名義の持ち家」は19.3%で、支援制度を使用した世帯に限ると、賃貸住宅の利用割合が増加しています。

(3) ひとり親家庭の親について

令和4年度本市調査（括弧内：平成29年度本市調査）では、ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親41.8歳（42.4歳）、父親48.3歳（47.8歳）となっています。親の最終学歴は、「高校・

高等専修学校卒」が母親 37.4%、父親 42.2%で最も多くなっています。次いで、母親の場合は「高専・短大・専門学校卒」が 32.5%と多くなっているのに対し、父親は「大学、大学院卒」が 31.1%となっています。また、「中学校卒」と回答した家庭は全体で 9.3%を占めました。

また、ダブルワークなどの副業をしている人について、「コロナ禍前も現在もしていない」が 81.4%でもっと多くなっています。母子・父子家庭別にみると、「コロナ禍の影響により始めた」と回答した人が、母子家庭では 5.3%だったのに対し、父子家庭では 12.5%と高くなっています。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

令和 4 年度本市調査（括弧内：平成 29 年度本市調査）では、ひとり親家庭の子どもの人数は、「1 人」が 47.9%(52.1%)、「2 人」が 39.0%(36.2%)、「3 人」が 11.9%(8.6%)、「4 人」が 1.2%(1.5%)となっています。

また、母子家庭の子どもの数は平均 1.66 人(1.58 人)で、父子家庭では 1.73 人(1.62 人)となっています。

子どもの就学・就業状況については、平成 29 年度調査では母子家庭は「小学生」の子どもがいる世帯が 35.7%で最も多いのに対し、父子家庭では「高校生、高等専修学校」が 35.1%で最も多くなっており、母子家庭よりも父子家庭の子どものほうが子の年齢が高くなっていました。

令和 4 年度調査では、ひとり親家庭を構成する子どもは「小学生」が 32.0%で最も多くなり、次いで「中学生」の 23.9%となりました。「小学校入学前」の子どもは 13.2%ですが、母子家庭では 13.8%、父子家庭では 7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

平成 29 年度本市調査では、ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が 57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「生活費が不足している」が最も多いのに対し、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が最も多くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは33.3%、調査回答時点は19.6%、父子家庭では、ひとり親になったときは55.9%、調査回答時点では32.7%と減少はしていますが、依然として高い割合となっています。

（6）福祉制度の認知状況等

平成29年度本市調査におけるひとり親に関する制度の認知状況については、相談関係では「区役所福祉関連窓口」「児童相談所」、就業支援では「公共職業安定所（ハローワーク）」、すまい施設では「市営住宅」、経済的支援では「児童扶養手当」「生活保護」「ひとり親家庭等医療費助成」「就学援助」「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が7割以上の方に認知されています。

しかし、「横浜型児童家庭支援センター」「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子生活支援施設」「生活困窮者自立支援」など認知されている比率が3割以下の制度もあります。

特に子育て・生活支援関係はどの制度も認知されている比率が3割以下となっていて、多くの方に知られていない状況です。

また、今後利用したい制度については、母子家庭では、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の30.2%や「ひとり親サポートよこはま」の28.7%といった就業支援、「市営住宅」の29.9%といった住宅支援への希望が高く、父子家庭では、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」の26.9%や「家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣（日常生活支援事業）」の24.1%など、生活への支援の希望が高い状況となっています。

令和4年度本市調査においては、主なひとり親家庭支援制度及び計画策定後に開始した支援制度についての認知状況を尋ね、利用希望については調査していません。「児童扶養手当」「特別乗車券」の認知割合は90%を超え、「ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス対策の給付金」についても、63.4%となりました。「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」に関しても39.6%に向上しました。一方、直接的な生活支援に結びつく事業のひとつである「ひとり親世帯への食品提供会」の認知度が28.6%となっています。

アンケート調査に寄せられた声から

本市調査の際、現在悩んでいることや困っていること、意見や要望などを自由に記入していただきました。

「母子家庭と父子家庭の支援の格差がありすぎる」「支援制度の情報をもっと知らせてほしい」といった、制度への意見や要望が多く寄せられました。また、令和4年度本市調査では「死別によりひとり親家庭になった場合の情報が不足している」というご意見もいただきました。

そのほか、「家賃が厳しい」「養育費が支払われず生活費が足りない」「就職活動を行いたくてもスーツ代など就活費用が厳しい」などの金銭面、「子どもの教育費がかさむのが大変」「子どもに本人が望む十分な教育を受けさせたいと考えているが、金銭的、時間的に限りがある」「将来を考え子どもの勉強をみてあげたいが、丁寧にみる時間がない」など子どもの教育、教育費に関する悩みなども多く寄せられました。令和4年度本市調査では、「新型コロナウイルスの影響による休校がきっかけで、子が登校拒否や不登校になり、就労に支障をきたしている」という、新たな悩みの回答もありました。

なお、平成29年度の調査は、父子家庭の抽出数を45%（前回10%）としたことにより、父子家庭からの回答数を多くいただけたことから、父子家庭の困難状況をより把握できました。また、母子家庭と父子家庭とでの傾向の違いもみられました。

■ 母子家庭では、収入や教育費等の生活費に関する困窮状態、ご自身の精神面やお子さんの障害などの不安、子どもが独立した後の老後への不安に関するご意見が多く寄せられました。

■ 父子家庭では、収入はあることからひとり親に関する支援がなかなか受けられないこと、女兒がいる父子家庭での子の思春期の相談相手についての悩み、生活面の支援の必要性、子どもとのコミュニケーションが難しい、制度をほとんど知らない・情報がわからない、といったご意見が多く寄せられました。

3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦勞することが多い状況となっています。

(1) 子育てや生活支援について

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齡児が多く、日々の生活における家事の援助や、保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。

特に、父子家庭においては、育児等の協力を期待できる親族との同居は26.9%(参考：令和4年度本市調査時：28.9%)であり、平成29年度本市調査によると、ひとり親家庭になった時に困ったこととして「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が55.9%と、母子家庭の33.3%に比べ割合が高く、ヘルパー派遣等による家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

保育については、未就学児を抱える世帯の82.5%が保育園等を利用しており、就業支援のために、保育の確保は重要です。

令和4年度本市調査では、家事・育児以外にも、親または子の疾病や障害など、他のさまざまな困難を抱えて悩んでいるとの回答がありました。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯があり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要となっています。

ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかつたり、多忙だつたり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるとに関わらず社会的に孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあるといわれています。

地域で支援に関わる方々に、ひとり親家庭の抱える子育てや日常生活の大変さを理解していただき、日々の暮らしの中での周囲からのささやかな気遣いや声掛け、ひとり親同士のつながりを育んでいくことにより、ひとり親とその子が、安心して地域で暮らすことができる環境が求められています。

(2) 就業の支援について

令和4年度本市調査によると、本市ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が87.6%、父子家庭が88.9%となっています。

しかし、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が43.7%となっていますが、「パート・アルバイト」が32.1%、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」10.4%、「人材派遣会社の派遣社員」5.6%を合わせた非正規職員は約5割となっています。

また、母子家庭・父子家庭ともに、4割の人が、より良い就労に向けて転職をしたいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労していますが、現在の収入、就業形態や雇用環境などとともに、子育てとの両立の難しさから、本人の希望とミスマッチが生じているため、希望する職業や就業形態が選択できる支援の仕組みが必要です。

特に、子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活条件に合う仕事のあっせんなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

(3) 経済的支援について

令和4年度本市調査では、ひとり親自身の年間稼働収入平均は237.2万円で、母子家庭が231.6万円、父子家庭では292.4万円で、母子家庭の方が父子家庭より低い結果となりました。階層別では「200～300万円未満」が最も多く26.9%、次いで「100～200万円未満」が20.9%、「300～400万円未満」が17.4%となっています。母子・父子家庭別にみると、どちらも「200～300万円未満」が最も多く、次に多いのが母子家庭では「100～200万円未満」が22.5%であるのに対し、父子家庭では「300～400万円未満」が20.0%となっています。

年間就労収入を最終学歴別に見てみると、学歴が高くなるほど収入が上がる傾向にあるものの、最終学歴にかかわらず、最も多いのは「200～300万円未満」となっています。

母子家庭の就業形態別の年間就労収入は、「正社員・正規職員」の場合は「300～400万円未満」が30.6%で最も多く、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の場合は「200～300万円未満」が39.0%で最も多く、「パート・アルバイト」の場合は「100～200万円未満」が52.8%で最も多くなっています。また、父子家庭では、「正社員・正規職員」の場合は「300～400万円未満」が30.0%で最も多く、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の場合は「200～300万円未満」が66.7%で最も多くなっています。

また、令和4年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で67.6%にのぼりました。母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、国の制度を着実に実施するとともに、就労や稼働収入の増加など、次のステップにつなげていく支援も求められています。

(4) 養育費確保の支援について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、平成 29 年度調査で 48.5%、令和 4 年度本市調査で 47.9%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」「取り決めの交渉が煩わしい」「相手から身体的・精神的暴力を受けていた」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。子どもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっかりと確保することが必要です。

国においては、平成 19 年度から養育費相談支援センターを開設し、母子家庭等就業・自立支援センターへの困難事例等の相談支援を行ったり、平成 24 年の民法の一部改正に伴い、離婚届に養育費や面会交流の取り決めに関するチェック欄を設けたりするなど、普及・啓発の取組がすすんでいます。令和 4 年度本市調査によると、離婚または未婚となった方で「養育費の取り決めをしている」の割合が、ひとり親になってからの経過年数が「1 年未満」だと 73.1%、「1～10 年」で 52.0%、「11 年以上」で 36.6%となっています。

本市調査においても、養育費の取り決めをしているひとり親家庭が半数程度となっていることから、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能や、養育費セミナー等の開催等による啓発の取組の一層の強化が求められてきましたが、令和 3 年度より①公正証書の作成や調停により、養育費の取り決めを行う際の費用を補助する、②養育費保証契約の契約時費用を補助する の 2 つの方法による養育費確保支援事業を開始しました。事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子の健やかな成長を後押しすることが求められます。

(5) 相談・情報提供について

令和 4 年度本市調査では、ひとり親家庭で、相談できる相手については「いる」と回答したのが母子家庭は 58.4%だったのに対し、父子家庭は 40.0%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は 21.5%だったのに対し、父子家庭は 33.3%と父子家庭の方が高くなっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを共有し、不安を解消していくことも有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていなかったり、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であり、相談相手が見つかりづらいといった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。

また、相談支援の場面では、DVや児童虐待の課題がある場合もあり、専門的な支援や、様々な課題状況をふまえた、総合的な相談支援をしていくことも求められています。

現在、ひとり親家庭になられる方に対し、相談窓口や支援制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を、区役所の戸籍課の窓口などで配付しているほか、ひとり親の相談窓口の案内カードを設置して周知していますが、更なる充実につとめる必要があります。また、相談や制度利用について、区役所内の担当が複数の課にわたる場合や、他の公的機関が行うもの、民間団体と連携して行っているもの等もあり、わかりやすい案内や関係機関の連携強化が求められています。

情報提供については、本市調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、ほとんどの制度において「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭への情報提供についても、制度が拡大され母子家庭だけでなく父子家庭も利用対象となっている制度がある中で、周知や利用相談等に課題があります。

制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

(6) 子どもへのサポートについて

母子・父子を問わず、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学への悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、DVや児童虐待等により心のケアが必要だったりする場合があります。

また、ヒアリング調査からは、ひとり親の子どもたちは、親に無理をさせてはいけないと将来に夢や希望を持ってなかったり、自身の望む進学や職業選択よりも負荷の大きい就労を選択するなど、比較的早く人生をあきらめてしまうこともある、という様子もうかがえました。

どんな状況にあろうとも子どもが健やかに成長できるよう、子どもの視点に立った、子ども自身への支援の充実が必要です。

そのため、子ども自身からの相談に応えられる体制の整備や、将来的に自立した生活が送れるように学習の機会を提供すること、別居している親と会うための支援などの充実が求められています。

近年、子ども食堂の取組が認知され、数も増加し、学習支援や多世代交流の機能を併せ持つような場もあります。地域であたたかく子どもたちを見守る取組の輪が広がるよう、支援をすすめていく必要があります。

本市では、ひとり親家庭の児童に対し、夕方以降の基本的な生活習慣の習得や学習の支援、食事の提供を行う「ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業」を令和元年度に実施しました。令和2年度からは、これを発展させ、中学校に進学し学習の仕方が大きく変化する中学1年生の子がいるひとり親家庭に対し、子への学習支援と、教育費用の構築に向けた親の生活相談を行う「思春期・接続期支援事業」を実施し、ひとり親家庭の親子が、子の高等教育進学を前向きにめざせるよう後押ししています。

コラム

ドメスティックバイオレンス（DV）とひとり親



本市の離婚相談では、離婚に至る原因の多くに、相手からの身体的・精神的な暴力行為がみられます。母子生活支援施設の入所理由の中にもDVからの避難がみられるなど、ひとり親に至る背景のひとつに、DV被害の影響が深刻な状況があります。

暴力にさらされたことにより、親が恐怖心や心理的ダメージを受け、自立に向けた一歩をなかなか踏み出せなかったり、逃げるように出てきたため生活の基盤づくりに時間がかかってしまったりするなど、多くの課題状況があります。

また、親だけでなく、子どもも、暴力を受けたり、親が暴力を受けているのを目にすることで、心身に影響を受け、自己肯定感が低かったり、対人関係がうまく築けなかったりするほか、暴力的な行為を容認してしまうといった暴力の連鎖が起こるなど、子どもの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。

ひとり親とその子どもの支援へ向けて、DV被害者支援は重要な課題であり、関係機関の連携による取組強化につとめていく必要があります。

III 支援の基本的姿勢

1 支援の基本的姿勢

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害など、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

支援にたずさわる関係者の方々へのヒアリングの中からは、ひとり親家庭に共通する課題として、死別・離別といったひとり親に至る理由の内容にかかわらず、比較的親も子ども何らかの喪失感を抱いていることが多いこと、そのため自立に向かう前のワンステップとして、自己肯定感を高め、未来を肯定的に捉えていけるような、総合的支援が必要との課題認識を多くいただきました。

そこで、施策の推進にあたっては、母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援につとめ、各種窓口や関係機関、支援者が相互に連携しながら支援にあたるよう、つとめていきます。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切にし、将来の貧困の連鎖を防ぐことも視野に入れ、子ども自身への支援について取組をすすめていきます。

そのため、本計画の推進にあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」として、また、この5か年で重点的に取り組む内容について「5つの重点」として掲げ、取組をすすめていきます。

(1) 3つの視点

次の3つの視点を、基本的な姿勢として位置付けます。

ア 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

イ 子どもの視点

子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援

ウ 地域支援の視点

ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

(2) 5つの重点

推進にあたっては、次の5つのテーマを重点課題として取り組んでいきます。令和2年国基本方針改定時の「基本的な方向性」で示された視点について、追補します。

ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組をすすめていきます。

イ ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供体制がワンストップで実施できる体制の構築に取り組みます。

などにより、相談支援や情報提供体制を充実させます。

※ 母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定されています。なお、本市においては区こども家庭支援課で「母子・父子の自立支援（生活支援）業務」を担当する社会福祉職がこの役目を担うこととしています。

ウ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

エ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

オ 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援や、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援、養育費の確保支援など、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。

国基本方針と令和2年の改定について

平成14年3月に、母子家庭等自立支援対策大綱を発表し、児童扶養手当中心の支援から、就業支援を中心とした総合的な自立支援へと転換しました。平成15年度に5年間の基本方針を公表し、母子家庭施策の総合的な展開と自立支援計画の基本となるべき事項を示しました。

本市のひとり親家庭自立支援計画は、平成27年に公表された国基本方針に即して策定していましたが、令和2年に国基本方針の改正があり、新たに「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「関係機関相互の協力・連携」「相談窓口において支援メニューをワンストップで提供する体制の整備」の視点が追加されました。

「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」については困難を抱えるひとり親家庭に対し、区こども家庭支援課、こども青少年局各課、ひとり親サポートよこはまのスタッフなど、支援に関わる上で丁寧に状況を聴き取り、問題解決に向け寄り添いながら支援をする取り組みをすでに行っています。

「関係機関相互の協力・連携」については、市役所・区役所の各部署の連携はもちろんのことですが、ひとり親家庭支援団体との連携協定を通じ、団体の持つ専門性の高い知識などを事業実施に反映させています。また、本市で実施予定の情報等を団体へ提供し、当事者の方々へ情報が届くようにしています。

「相談窓口において支援メニューをワンストップで提供する体制の整備」については、母子父子自立支援員の専門性を高め、窓口での相談支援や情報提供の体制がワンストップで実施できるよう、体制の構築をしています。

国基本方針の新しい視点も、本計画内でカバーできていますが、今後も国の動向や情勢変化等を注視し、状況に応じた対応を行っていきます。

伴走型の自立支援

平成29年度に今回の計画を策定するにあたり、関係者の方へのヒアリングや、素案に対する市民意見募集でも多く寄せられたのが、「“ひとり親”といっても、離別・死別・未婚など、ひとり親に至る理由も状況も様々だ」という御意見でした。

国基本方針においても、令和2年改定時に「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」という文言が明記されました。本市では、児童扶養手当の認定等の手続き等で来庁されたひとり親家庭の方に、区こども家庭支援課においてご家庭の状況や困りごとを丁寧に聞き取り、求める支援を所管する窓口につないでいます。また、就労を中心とする自立支援にあたって、ひとり親サポートよこはまの就労支援員がマンツーマンで寄り添い、個々の生活の状況を伺い、自立に向けて気持ちを高めながら、よりニーズに沿った支援を行うよう取り組んでいます。

生活の不安を抱え相談される方が、未来を肯定的に捉え自立にすすめるよう、個々の状態に寄り添った伴走型の自立支援の取組を、更に強化していきます。

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援

1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響

令和2年1月に国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認され、同4月には最初の緊急事態宣言が発出されました。感染力が強く、また、重篤な症状になるケースも多かったこのウイルスの感染拡大を防ぐため、市民生活の様式を大きく変えざるを得ない状況となりました。

本市のひとり親家庭の生活も例外ではなく、アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、以下のような新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- ・ 勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- ・ 雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- ・ 感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- ・ 学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- ・ 家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

雇用環境の悪化により、一般事務への転職希望や、在宅ワークへのニーズが高まりましたが、一般事務の有効求人倍率は低く、また、在宅ワークについては、スキルや環境面でのハードルが高く、どちらも実現できた人は多くはありませんでした。

また、令和4年度本市調査においても、回答者の半数以上が「コロナ禍で働き方に影響があった」と回答し、そのうち82.5%が「収入の低下」「雇用契約期間の満了や解雇」といった生活困難に直結する影響を受けていました。

2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援

ひとり親家庭を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応策として、本市では以下の支援策を講じ、実施してきました。

(1) ひとり親世帯への給付金の支給

新型コロナウイルス感染症への対応として、ひとり親世帯を対象に、下記の給付金を支給しました。

ア 国制度に基づく取組

①ひとり親世帯等臨時特別給付金

(ア) 事業開始：令和2年8月

1世帯につき50,000円（第2子以降30,000円加算）

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した場合は、1世帯につき追加で50,000円

(イ) 事業開始：令和2年12月

1世帯につき50,000円（第2子以降30,000円加算）

支給対象児童数 (ア) (イ) の2回計 延べ71,190人

②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

令和3年度及び令和4年度に各1回実施、対象児童一人につき50,000円

令和3年度支給対象児童数 28,535人

イ 市独自の取組

①ひとり親世帯等への臨時特別給付金

令和2年度に実施、一世帯につき20,000円、支給対象世帯数 19,774世帯

②家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金

令和2年度に実施、一世帯につき100,000円、支給対象世帯数 1,117世帯

(2) ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ） ※本市独自事業

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴い食料品確保が困難になった世帯を対象に、フードバンクから調達した食料品を概ね各区で月1回配布する事業を令和2年8月より開始しました。令和2年度利用者数実績は、2,527人、令和3年度の利用者数実績は4,343人でした。

(3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充

経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」制度について、最短修業期間の短縮や、対象講座の拡充を令和3年度から開始しました。また、職業訓練講座の受講費用を支援する「自立支援訓練給付金」の一部対象講座の上限金額拡充を令和4年度から開始しました。高等職業訓練促進給付金制度拡充による令和3年度の新規受給決定者は48人です。同年度に新規決定した人数は98人のため、48.9%の人が制度拡充の結果、本給付金を受給することとなりました。

(4) 住宅支援資金貸付

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を令和3年度から開始しました。令和3年度の契約者数の実績は8人です。

3 今後の支援の方向性

(1) 即時的・経済的な支援

令和4年度本市調査では、コロナ禍で役に立った支援事業として、現金での給付金や、食料品等を現物で受け取り、すぐに利用できる支援が上位に挙がりました。

国の制度や、民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援

コロナ禍に対応した給付金や貸付金、フードサポート事業については、ひとり親家庭、当事者支援者団体の双方から役に立ったという評価の声があった一方、支援を受けてもなお生活が改善できず困っている世帯について、支援者団体からは子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やこれまでのキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就くことができるよう、自立支援教育訓練給付金等の各制度を活用し、資格の取得及び就職・転職を支援していきます。

自身や子の障害、自身の親の介護など、複合的に悩みを抱え、何に困っているのか、どこから解決してよいか整理できないひとり親もいます。悩みを丁寧に聞き取り、直近、将来に向け必要な支援をご案内できるように引き続き取り組みます。

(3) 親子へのサポートや交流

アンケートでは「相談などが気楽にできる交流会がほしい」「親子がリフレッシュできるような取り組みがほしい」という具体的なお意見がありました。また、ひとり親の当事者団体からも「ひとり親家庭の交流が十分に図れないことがもどかしい」「子どもの体験の不足が懸念される」というご意見がありました。

修業や家計改善などを支援するセミナー、他のひとり親家庭との交流などを伴う催事については、感染拡大初期は中止を余儀なくされましたが、電子会議ソフトウェアの普及に伴い、オンラインで行う機会を設けるなど、対面やオンラインを適切に選択して開催をしています。

また、催事の中には、ヨガ教室など、ひとり親が就労や家庭運営とは離れ、リラックスできる機会を提供するものもあります。感染防止策を講じながら、親子で参加できるようなものも含め催事のジャンルを幅広くするよう検討してまいります。特に、父子家庭については、相談相手がいないという悩みを抱えやすい傾向が続いているため、父子家庭が集まりやすい催の実施やその広報を行い、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないように支援していきます。

(4) 支援に関する手続きや情報提供

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、効率化の観点から、就労支援や諸申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。パートタイムで勤労するひとり親家庭からは「来庁するために勤務時間が減り、収入が減ってしまう」という切実な声が挙がりました。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、フードサポート事業のように、生活のうえですぐに利用できる支援がコロナ禍で役に立ったという回答が多くありましたが、「制度を知らずに利用できなかった」という回答も少なくありませんでした。

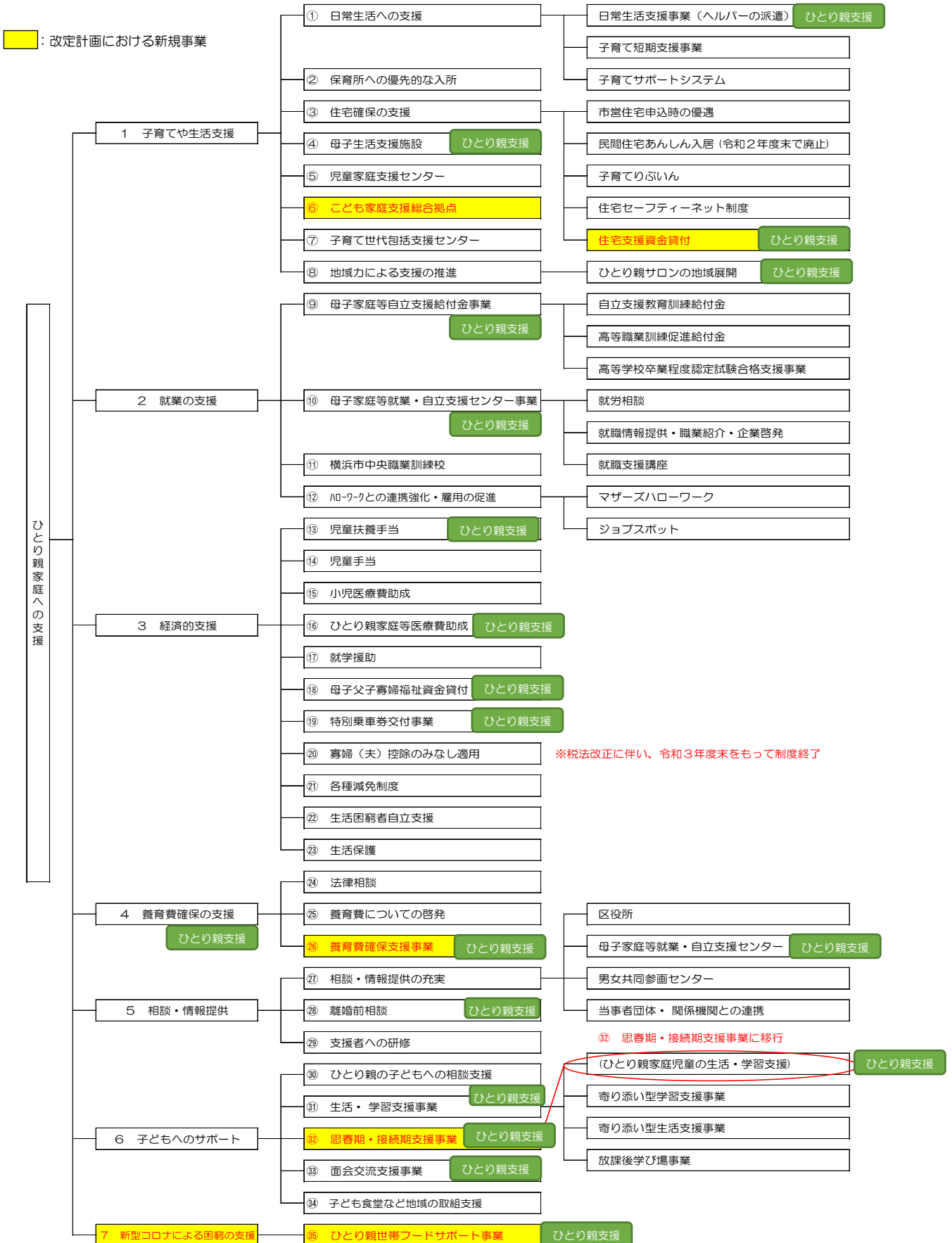
ウェブサイトやSNSで支援情報を積極的に獲得しているひとり親も多くありますが、当事者団体ヒアリングでは「情報をつかめる人とつかめない人の差が大きい」というご意見がありました。また、令和4年度本市調査では、支援制度を知ったきっかけは「ひとり親家庭のしおり」という回答が7割近くと最も多く、紙媒体のニーズも根強くあります。それぞれの方法が持つ即時性、広範性、保存性などの利点を踏まえ、より多くのひとり親に支援が届くよう、多面的な情報提供を行ってまいります。

V 支援の具体的計画

注： **ひとり親支援**

とあるのは、ひとり親家庭のみ対象となる支援

ひとり親家庭自立支援計画体系図



1 子育てや生活支援

<日常の生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりの促進>

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

具体的には、日常生活への支援として、病気や就職活動時等で支援が必要な方に対しては、ヘルパーの派遣により一時的な家事・育児等のお手伝いをします。また、児童家庭支援センターにおいて、疾病・疲労等により一時的に児童の養育が困難になった場合の短期預かり（トワイライト・ショートステイ）や、相談支援を行います。

また、求職活動や就業に際して、保育所への優先的な入所を実施し、安心して活動等が行えるようにします。病児や病後児の保育については、一般施策を引き続き充実させていきます。

住居の確保としては、安定した住環境で生活ができるよう、引き続き市営住宅の申込時の優遇や民間住宅への円滑な入居を支援するとともに、離職した方への住宅支援給付や、子育てりびいんにおける賃貸住宅への家賃補助等を行います。求職活動中で収入が少なく、住居費の支払いが困難な場合には、就労支援計画を策定しての支援を行うとともに、その期間中の住居費用を貸し付ける「住宅支援資金貸付」を、市社協を通じて行います。

また、新たな住宅のセーフティネット制度により、新たな住宅確保策に取り組みます。

生活面で重点的な支援が必要な母子家庭については、状況に応じて、母子生活支援施設における自立支援や、施設退所後の継続的なフォローを行うなど、地域で自立した生活ができるような支援にも取り組みます。

更に、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等地域で支援に関わる関係者の方々や、子どもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、身近な場所でひとり親同士が交流する機会づくりを行うなど、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

1 日常生活への支援

● 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）

ひとり親支援

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

● 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。

（担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課）

● 子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かって欲しい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。また、ひとり親家庭等においては、利用料の一部を助成します。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

2 保育所への優先的な入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育認定課)

3 住宅確保の支援

● 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

(担当部署：建築局市営住宅課)

● 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

(※令和2年度末をもって廃止)

(担当部署：建築局住宅政策課)

● 子育てりびいん

18歳未満の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した民間賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(担当部署：建築局住宅政策課)

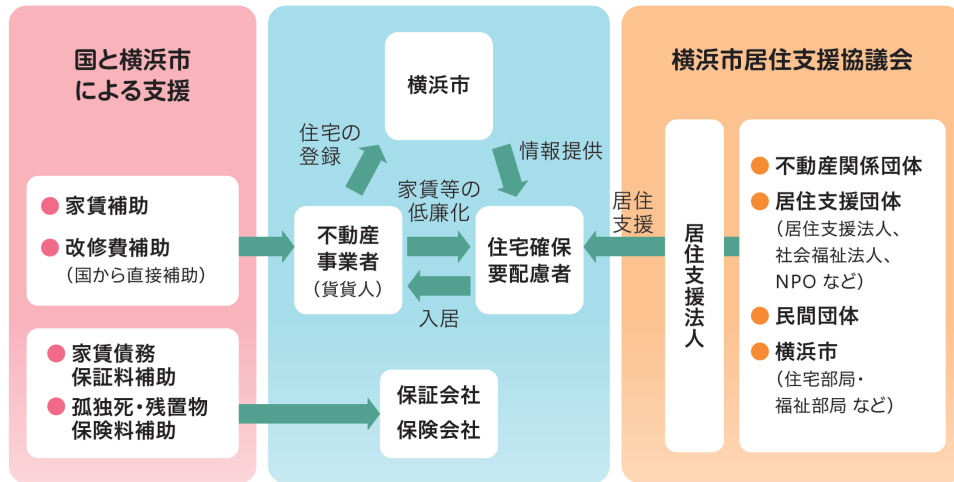
● 住宅セーフティネット制度

住宅確保が難しい要配慮者を対象に、賃貸住宅や空家・空室を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度経済的支援及び居住支援により民間賃貸住宅等への入居を円滑にする取組を行います。

住宅セーフティネット事業では、要件を満たした一部住宅に対し、家賃及び家賃債務保証料等の補助を行います。

横浜市居住支援協議会では、横浜市関係局のほか不動産関係団体、居住支援団体、その他民間団体等で構成されており、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して協議を行い、問題解決に向けた仕組みを検討しています。また、住まい探しにお困りの方等に対する相談窓口を開設しており、相談内容に応じてセーフティネット住宅や公的賃貸住宅等の住宅、区役所や福祉支援機関等の福祉相談窓口、見守りや家賃債務保証等の居住支援サービスの紹介を実施しています。

<住宅セーフティネット制度のイメージ>



(担当部署：建築局住宅政策課)

● 住宅支援資金貸付 ひとり親支援

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を令和3年度より実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課 [※事業主体は横浜市社会福祉協議会])

4 母子生活支援施設 《対象：母子》

ひとり親支援

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、環境面や生活面に課題を抱える世帯が支援を必要としている場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。母子生活支援施設では、日常生活や就労、子育ての支援を行い、母子世帯の自立を支援します。

また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

5 児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

6 こども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク

業務までを行う機能を区こども家庭支援課にて行います。困難を抱える家庭や支援を必要とする家庭へ適切な支援が届くように相談支援の充実を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

7 子育て世代包括支援センター

区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び区福祉保健センターと地域子育て支援拠点との一層の連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

8 地域力による支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。また、ひとり親同士が地域で交流できるような仕組みづくりをすすめます。

● ひとり親サロンの地域展開

ひとり親支援

同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

2 就業の支援

<より安定した就業形態での雇用の促進>

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

就職に必要な技術や資格の取得、学歴確保のために実施している、様々な給付金などを引き続き実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい社会的ニーズに即した講習会の開催や、ひとり親の方が受講しやすく、実際の就労につながりやすい環境を整えます。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）を中心に行います。なお、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた、企業の開拓・確保にもつとめます。

また、求人情報の円滑な提供と効果的な指導を受けられるように、母子家庭に適した職業紹介を行うマザーズハローワークや、各区役所内に設置されたジョブスポットなどと、より身近な場所で迅速に求人情報を提供できるよう、連携を強化していきます。

9

母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

● 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

● 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。また、終了後に、訓練終了支援金を支給します。（所得による制限あり）

なお、平成 28 年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付（一定の要件を満たせば返済免除）を行っています。

★平成 30 年度から対象資格を 10 資格に拡充、令和 3 年度から訓練期間が 6 か月以上の講座や情報関連資格取得のための講座も対象とする拡充を実施。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

10

母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

● 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課）

● 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

- **就職支援講座**

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

1 1

横浜市中央職業訓練校

これから就職をしようとしているひとり親家庭の親・生活保護受給者の方に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

（担当部署：横浜市中央職業訓練校）

1 2

ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化し、雇用の促進します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

- **マザーズハローワーク**

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

- **ジョブスポット**

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭の就労を支援します。

3 経済的な支援

<国制度の着実な実施>

ひとり親家庭となった経過は様々なことがあり、経済的に十分な準備ができていない場合があります。安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成が必要であり、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

経済的自立に向けては、就労によることを基本と考えますが、突然の離死別に伴う強い一時的ストレスや、疾病や障害などの就労困難な事情がある場合には、必要に応じて生活保護等の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

また、本市独自の事業として、市内バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインの利用を対象として、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に特別乗車券を交付し、経済的負担を軽減します。

13

児童扶養手当

ひとり親支援

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。（所得による制限あり）

★令和3年3月から公的年金併給に関する手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されました。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

14

児童手当

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。令和4年10月支給分からは、所得上限額を超える方に対する支給はありません。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

15

小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。（3歳児以上は所得による制限あり）

（担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課）

16

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

ひとり親家庭等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

（所得による制限あり）

（担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課）

17

就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

（担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課）

18

母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

★平成30年度から大学院を新たに対象として拡大

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

19 特別乗車券交付事業

ひとり親支援

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課）

20 寡婦（夫）控除のみなし適用

ひとり親支援

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。

※税制改正に伴い、令和4年3月31日をもってのみなし適用制度は終了しました。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

21 各種減免制度

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

● 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除になります。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。（対象：児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯）

● 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料の負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

● 一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の減免

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者のリフレッシュの場合に利用できる一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

● 病児保育・病後児保育事業の利用料の減免

病気又は病気回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により、一時的に保育する病児保育・病後児保育事業の利用料の負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

22 生活困窮者自立支援

様々な事情により生活にお困りの方に対して、就職や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

23 生活保護

様々な事情で生活に困窮している方に対して、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

4 養育費確保の支援

<養育費の確保が適切になされるための支援>

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。

しかし、実際には、養育費は子どもにとっての権利であるにもかかわらず、確保がすすまない場合も多いことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、離婚する前からの意識付けや離婚時に取り決めを確実にを行う必要性の周知を図るほか、個別の相談機能の強化に取り組みます。

具体的には、パンフレット等による制度周知や、国が委託で実施している「養育費相談支援センター」の機能を活用しながら、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターで、制度の周知や弁護士による無料法律相談により、養育費に関する相談や啓発等を行います。

また、養育費に関する取り決めを文書で行う場合や、取り決めを行っても養育費が支払われないときに保証会社からの給付を受けられる契約を締結する場合について、費用の補助を行います。

24 法律相談

ひとり親支援

養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

25 養育費についての啓発

ひとり親支援

養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。

★平成30年度に養育費セミナーの回数増を実施

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

①養育費取決め支援補助金

公正証書の作成や調停により養育費支払いに関する取決めを行った場合、その費用のうち、子を養育することになった親が負担した金額に対しての補助を行います（上限額あり）。

②養育費保証支援補助金

養育費の取決めがあるにもかかわらず支払いがないときに、保証会社が支払人に代わって支払うことを保証する契約を締結した場合、その費用のうち、子を養育することになった親が負担した金額に対しての補助を行います（上限額あり）。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

5 相談機能や情報提供の充実

＜様々な相談や情報提供の充実＞

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

本市調査結果においても、制度の周知があまり図られていなかったことを受けて、制度や必要な情報の周知を強化していきます。情報の提供にあたっては、当事者団体と連携しながら、パンフレット等の紙媒体のみではなく、メールやウェブサイト等のインターネットの活用を含めて、様々な手法により、わかりやすく利用しやすいコンテンツにしていきます。

相談機能については、様々な課題を抱えた家庭の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。日中及び夜間の電話相談により、いつでも相談ができる体制を引き続き実施するとともに、法律相談等についても継続していきます。ひとり親になってから生活基盤、養育費、子育てなどの課題に直面して心身ともに疲弊することをできるだけ防ぐため、ひとり親になる前からの相談について、離婚相談などで対応しています。

また、区役所や関係機関などの相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。情報提供の充実や多様な相談内容に対応していくために、当事者団体や関係機関・団体による連絡会を定期的を開催していきます。

更に、父子家庭に対する相談事業や情報提供について、充実させていきます。

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報の強化を図ります。

● 区役所

区こども家庭支援課をはじめとした窓口等での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実します。また、「こども家庭相談」にて、妊娠期から思春期のお子さんの困りごと等の育児相談への相談支援機能の強化に取り組みます。

● 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親支援

就労に関する相談以外に、ひとり親家庭の生活全般について、面接や、子どもも対象にした電話（夜間含む）による相談の実施や情報の提供を行います。また、区との連携を強化し、相談支援機能の強化に取り組みます。

★平成 30 年度から相談支援機能を強化（就労支援員の区役所への派遣回数が増）

● 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デスク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実施しています。

● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

ひとり親家庭が必要とする情報を、当事者団体ならではのネットワークで情報を精査し、わかりやすい内容を、日常利用するコンテンツにより発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・関係機関の連携につとめ、多面的な支援の輪を広げていきます。

★ひとり親応援協定

民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、より支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結する枠組みを「ひとり親の自立支援に関する連携協定（ひとり親応援協定）」としてすすめていきます。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課）

29 支援者への研修

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。特に、心理面の支援についての向上につとめます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

6 子ども自身へのサポート

<子どもの視点に立った支援策の展開>

経済的に困窮しているなど支援が必要な家庭の子どもに対し、生活・学習支援を実施することで、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成するとともに、高校進学に向けた学力向上により、将来的な自立に向けた力を育みます。

また、学習支援事業や様々なひとり親の子どもと接する事業において、子どもが気軽に相談したり、子どもが相談しやすいような窓口やツールなど、様々な機会でもひとり親の子どもが気軽に相談できるような支援をすすめます。

面会交流支援事業については、離婚により別居している親と子どもを積極的に会わせる事業ではありますが、DVや児童虐待等があった場合には、面会の実施が必ずしも適切ではないこともあり、実施にあたっては、子どもの意志を十分確認するとともに、子どもの立場に立って調整していきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

30 ひとり親の子どもへの相談支援

ひとり親支援

子どもが自分から打ち明けて相談することは、ハードルが高いことも想定されます。

そのため、学習支援や生活支援をはじめとした、様々な子どもと接する事業の支援者の方々に、ひとり親に関する状況や子どもの状態などの情報提供につとめ、子どもと接する際に、ちょっとした相談に耳を傾けていただけるような意識醸成につとめます。

また、ひとり親の子どもに対して、様々な機会でもひとり親の子どもが気軽に相談しやすい窓口やツールなどの周知を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課、各区こども家庭支援課)

31 生活・学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。

● ひとり親家庭児童の生活・学習支援

ひとり親支援

ひとり親家庭の児童に対し、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。★本モデル事業を経て、令和2年度より思春期・接続期支援事業を実施しています

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。

(担当部署：区福祉保健センター・健康福祉局生活支援課)

● 寄り添い型生活支援事業

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習習慣を身につけるための支援を実施します。

(担当部署：区福祉保健センター・こども青少年局青少年育成課)

● 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小学生及び中学生を対象に、放課後（土日祝日、長期休業期間を含む）、学校等において、大学生・地域住民等の協力や、企業・NPO法人の運営による学習支援活動を実施しています。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

32 思春期・接続期支援事業

ひとり親支援

中学校に進学し生活が大きく変化する中学1年生の子がいるひとり親家庭の子と親が、学習や教育費について将来的な展望を持って取り組むための支援を実施します。

子：家庭教師を3か月間派遣し、学習習慣や学習のコツを身につけるための支援を行います。

親：相談員を派遣して就労や家計の相談に応じ、進学時の教育資金を構築するための助言等を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

33 面会交流支援事業

ひとり親支援

面会交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、子どもの健やかな育ちにつながる面会交流の支援に取り組みます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

34 子ども食堂など地域の取組支援

子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。また、区社会福祉協議会を中心に、団体や新たに取組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで子どもの居場所づくりを進めていきます。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課・市社会福祉協議会)

7 新型コロナによる困窮の支援

35 ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ）

ひとり親支援

新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布し、食生活を支援するとともに、フードロスを削減します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

□計画の進ちょく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】就労の状況の把握

| 目標 | 現状値 (平成28年度末) | 令和3年度実績 | 令和6年度 |
|-----------|------------------|------------|------------|
| ひとり親の就労者数 | 1,022人(累計) | 2,855人(累計) | 3,700人(累計) |

【指標2】自立支援の状況の把握

| 目標 | 現状値 (平成28年度末) | 令和3年度実績 | 令和6年度 |
|-----------------------|------------------|---------|--------|
| ひとり親家庭等 自立支援事業利用者数 | 3,510人 | 4,685人 | 6,000人 |

※ 令和6年度の数値目標は、第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）にあわせ、設定しています。

●計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。

VI 参考資料

1 平成 25～29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧

| 項目 | 内容 | 実績 | | | |
|--------------------|---|---|--|--|---|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 1 子育てや生活の支援 | | | | | |
| (1) 日常生活への支援 | | | | | |
| ヘルパー派遣事業 | 病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活のお手伝いをする家庭生活支援員だけでなく、多様なヘルパーの派遣の充実を図ります。 | 日常生活支援事業利用者: 母子 449 人 寡婦 0 人 父子 81 人 | 日常生活支援事業利用者: 母子 453 人 寡婦 0 人 父子 110 人 | 日常生活支援事業利用者: 母子 428 人 寡婦 3 人 父子 124 人 | 日常生活支援事業利用者: 母子 408 人 寡婦 1 人 父子 89 人 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、状況に応じて児童家庭支援センターで子どもを預かります。 | 利用者数:延べ 1,268 人 | 利用者数:延べ 3,063 人 | 利用者数:延べ 4,683 人 | 利用者数:延べ 4,473 人 |
| (2) 保育所への優先的な入所 | | | | | |
| 保育所への優先的な入所 | 未就学児のいる世帯が安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。 | 保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしているひとり親家庭について、利用調整における優先度を上げている。 | | | |
| (3) 市営住宅申込時の優遇 | | | | | |
| 市営住宅申込時の優遇 | 市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。 | 母子父子世帯 当選戸数: 78 戸(募集戸 数 1,200 戸) | 母子父子世帯 当選戸数: 101 戸(募集戸 数 1,253 戸) | 母子父子世帯 当選戸数: 108 戸(募集戸 数 1,282 戸) | 母子父子世帯 当選戸数: 99 戸(募集戸 数 1,250 戸) |
| (4) 民間住宅あんしん入居 | | | | | |
| 民間住宅あんしん入居 | 家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。 | 成約: 1 人 | 成約: 1 人 | 成約: 0 人 | 成約: 1 人 |
| (5) 子育てりぶいん | | | | | |
| 子育てりぶいん | 小学校修了前(28年度10月から18歳未満の)の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。 | 管理戸数: 131 戸 | 管理戸数: 162 戸 | 管理戸数: 209 戸 | 管理戸数: 272 戸 |
| (6) 母子生活支援施設 | | | | | |
| 施設の運営と環境整備 | 18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、その環境の改善を進めます。 | 8 か所 (155 世帯) | 8 か所 (153 世帯) | 8 か所 (146 世帯) | 8 か所 (162 世帯) |
| 自立支援担当職員の配置 | 母子生活支援施設利用者が退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。 | 職員配置:6 人 | 職員配置:7 人 | 職員配置:6 人 | 職員配置:7 人 |

| 項目 | 内容 | 実績 | | | |
|--------------------------|--|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 7) 地域力の活用 | | | | | |
| 地域力の活用 | ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめます。 | 児童扶養手当や母子寡婦福祉資金の申請時に、民生委員の証明等が必要な場合があり、手続きをとることで母子家庭等の実態を把握。 | | | |
| 2 就業の支援 | | | | | |
| 1) 母子家庭等自立支援給付金事業の実施 | | | | | |
| 自立支援教育訓練給付金事業の実施 | 職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の2割(上限10万円)を支給します。 ※28年度から6割(上限20万円)に変更。 | 支給:26人 | 支給:17人 | 支給:18人 | 支給:26人 |
| 高等技能訓練促進事業の実施 | 看護師等の経済的自立に効果的な資格の修業期間(上限2年)のうち、最後の1/2(上限18か月)の期間に生活費を補助します。また、入学支援修一時金を支給します。 ※27年度から名称を「高等職業訓練促進給付金」に変更。28年に支給期間を上限2年→3年に、修業期間を2年→1年に短縮 | 支給:151人 | 支給:147人 | 支給:141人 | 支給:110人 |
| 2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 | | | | | |
| 就労相談 | 就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援を行います。 | 支援者数: 481人 就労者数: 314人 | 支援者数: 473人 就労者数: 303人 | 支援者数: 376人 就労者数: 189人 | 支援者数: 284人 就労者数: 143人 |
| 就職情報提供・職業紹介・企業啓発 | 行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。 | 職業紹介: 23人 企業訪問: 13社 | 職業紹介: 31人 企業訪問: 56社 | 職業紹介: 35人 企業訪問: 9社 | 職業紹介: 24人 企業訪問: 14社 |
| 就職支援講座 | ひとり親の就職に有用な技能講座(介護職員初任者講座等)を開催します。 | 介護職員初任者研修: 1回10人受講 | 介護職員初任者研修: 1回13人受講 | 介護職員初任者研修: 25人受講 | 介護職員初任者研修: 14人受講 |
| 就職支援セミナー | ひとり親の就職時の基礎的知識や心構え、パソコン実技等を習得するセミナーを実施し、就職に向けたスキルの取得を図ります。 | 適職発見セミナー: 6回102人受講 | 適職発見セミナー: 6回48人受講 | 適職発見セミナー: 6回37人受講 | 適職発見セミナー: 6回37人受講 |
| 3) 横浜中央職業訓練校 | | | | | |
| 横浜中央職業訓練校 | これから就職する場合や転職するひとり親家庭の親や生活保護受給者が、短期間で就職に役立つ知識や技術及び技能を身につけるための職業能力開発を支援します。 | ひとり親家庭向けの科目有り ひとり親家庭への優先枠を設けた科目有り 募集ちらしを区子ども家庭支援課、母子家庭等就業・自立支援センター等に配布 | | | |

| 項目 | 内容 | 実績 | | | |
|-----------------------|---|---|---|---|---|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 4) 在宅就業支援事業 | | | | | |
| 在宅就業支援事業 | 在宅での ICT 技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成 26 年事業終了 | 訓練終了者数：55 人 | 訓練終了者数：59 人 | | |
| 5) ハローワークとの連携強化・雇用の促進 | | | | | |
| ハローワークとの連携強化・雇用の促進 | 求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。 | ジョブスポットの設置区数：8 区 | ジョブスポットの設置区数：13 区 | ジョブスポットの設置区数：18 区（完了） | — |
| 3 経済的支援 | | | | | |
| 1) 児童扶養手当・児童手当 | | | | | |
| 児童扶養手当・児童手当 | 児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。 | 児童扶養手当受給者数：21,078 人 児童手当受給者数：307,405 人 | 児童扶養手当受給者数：20,869 人 児童手当受給者数：306,136 人 | 児童扶養手当受給者数：20,561 人 児童手当受給者数：303,572 人 | 児童扶養手当受給者数：20,089 人 児童手当受給者数：299,900 人 |
| 2) ひとり親家庭等医療費助成 | | | | | |
| ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。 | 受給対象者：44,146 人 | 受給対象者：43,790 人 | 受給対象者：43,503 人 | 受給対象者：43,202 人 |
| 3) 就学援助 | | | | | |
| 就学援助 | お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。 | 認定者数：39,593 人 | 認定者数：38,108 人 | 認定者数：37,415 人 | 認定者数：36,417 人 |
| 4) 母子・寡婦福祉資金貸付 | | | | | |
| 母子・寡婦福祉資金貸付 | 技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。 ※平成 26 年度から父子も対象 | 件数:795 件 金額:385,077 千円 | 件数:761 件 金額:365,010 千円 | 件数:687 件 金額:337,206 千円 | 件数:628 件 金額:311,351 千円 |
| 5) 生活保護 | | | | | |
| 生活保護 | 働く能力、資産、他の法律・制度で受けられる支援や、扶養義務者からの援助などを活用しても生活が困難な世帯の最低生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。 | 3,851 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点） | 4,058 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点） | 4,009 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点） | 3,809 世帯 ※ 母子世帯数（4 月時点） |

| 項目 | 内容 | 実績 | | | |
|-------------------|--|---|---|---|---|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 6) 特別乗車券交付事業 | | | | | |
| 特別乗車券交付事業 | 児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。 | 特別乗車券交付枚数： 18,221枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 408枚 | 特別乗車券交付枚数： 18,089枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 399枚 | 特別乗車券交付枚数： 17,852枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 378枚 | 特別乗車券交付枚数： 17,560枚 シーサイドライン定期券交付枚数： 401枚 |
| 4 養育費確保の支援 | | | | | |
| 1) 法律相談 | | | | | |
| 法律相談 | 養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。 | 法律相談： 121人 427件 （内養育費100件） | 法律相談： 122人 443件 （内養育費108件） | 法律相談： 135人 428件 （内養育費113件） | 法律相談： 147人 560件 （内養育費133件） |
| 2) 養育費についての啓発 | | | | | |
| 養育費についての啓発 | 養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。 | 養育費セミナー： 2回 25人 | 養育費セミナー： 2回 22人 | 養育費セミナー： 3回 30人 | 養育費セミナー： 4回 45人 |
| 5 相談・情報提供 | | | | | |
| 1) 相談・情報提供の充実 | | | | | |
| 相談・情報提供の充実 | ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう、相談・情報の強化を図ります。 | 区職員に対し各種事業の担当者説明会や「区新任子ども家庭支援担当職員研修」、「養育費に関する研修」等の実施により、支援者の専門性を向上させることによる窓口の充実を推進。 | | | |
| 2) 離婚前の相談 | | | | | |
| 離婚前の相談 | DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについても、区役所の窓口や、母子家庭等就業・自立支援センターの夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等で応じます。 | 電話相談： 121件 法律相談： 83件 | 電話相談： 125件 法律相談： 84件 | 電話相談： 207件 法律相談： 74件 | 電話相談： 207件 法律相談： 81件 |
| 3) 支援者の研修 | | | | | |
| 支援者の研修 | ひとり親家庭の相談全般に対応出来るよう支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。 | 5（1）に同じ | | | |

| 項目 | 内容 | 実績 | | | |
|--|--|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
| 6 子どもへのサポート | | | | | |
| 1) ひとり親子ども相談 | | | | | |
| ひとり親子ども相談 | 区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談員が、子どもからの様々な相談に応じます。 | 5(2)と同じ | | | |
| 2) 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携 | | | | | |
| 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携 | 子ども自身からの相談を受ける団体や機関に対し、ひとり親世帯の生活状況や支援制度等について情報提供等を行います。 また、マザーズハローワーク等における子どもを対象とした職業教育事業等と連携し、子どもの将来に向けた意識付け等を支援します。 | 児童相談所や関係部署に自立支援計画を配布し、実態調査の結果や実施事業について情報提供。 母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載したチラシを配布。 | | | |
| 3) 学習支援事業 | | | | | |
| 学習支援事業（寄り添い型学習等支援事業） ※平成28年度より、次の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管) | | | | | |
| 学習支援事業 | 経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。 | 寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 12区 | 寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区 | 寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区 | 寄り添い型学習等支援事業 実施区数: 18区 |
| 4) 面会交流支援事業 | | | | | |
| 面会交流支援事業 | 子どもの両親双方の面会交流についての条件等を調整し、面会を実施することで子どもの健やかな育ちにつなげます。 | 面会交流の理解と知識を深めるための市民向け講座の実施及び相談先の紹介（家庭問題情報センター（FPIC）・法テラス等） | | | |

● 第3期計画の振り返り

第3期の主な取組

○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣事業の拡充や、疾病・疲労等により一時的に養育が困難になった場合に児童家庭支援センターなどで子どもを預かる子育て短期支援事業を拡充しました。

保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの就労支援員を区に派遣し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンによるきめ細かな就労支援を実施しました。

在宅就業支援事業（H26 終了）を実施するとともに、各区役所内にハローワークの職業紹介窓口となるジョブスポットを設置しました。

また、能力開発を行う自立支援給付金事業や、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた企業の開拓・確保を推進しました。

○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付するとともに、貸付や奨学金の制度周知を実施しました。

課題

○ ヘルパー事業についてはニーズが高まっており、十分な財源や事業者の確保が急務となっています。

○ 住宅の確保については市営住宅の優先枠を設けますが、それでも不十分との意見が多く、民間における低家賃住宅の更なる確保策が求められています。

○ ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。

○ ひとり親の職探しは、就労形態と子育てとの両立の難しさから、希望と実際の就労にミスマッチが生じやすく、結果として非正規率が高くなり、子どもの貧困状況の要因のひとつとなっています。

○ 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援の推進が必要です。

○ 収入の安定だけでなく、親の自己肯定感の高まりや子どもへの関わりが前向きになるなど、生活の安定にもつながるため、単なる就労の支援だけでなく、心理面のノウハウなど支援の質の向上が重要です。

○ 経済的支援は、一番助かるという声も多く、大きな支援になっています。一方、子供が大きくなり手当の対象から外れてから自立を模索しても、就職先が限られるなど厳しい現状もあり、中長期的な展望をもって、自立を支援していくことが必要です。

○ 手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えなくなり、生活の落差が大きいことが不安となる場合もあるため、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

第3期の取組

○ 養育費確保の支援

養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化しました。
(離婚前からの意識付けや離婚時の取決め)

両親の養育費の取り決めについて、弁護士による無料法律相談やセミナー等を実施しました。

○ 相談・情報提供

区役所こども家庭支援課、戸籍課等に名刺大の情報提供カードを配置し、相談窓口を周知しました。

また、メルマガの配信により、直接届く情報提供につとめました。

(6) 子どもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する、生活・学習支援を実施しました。

課題

○ 民法改正などによる権利擁護の高まりを受け、養育費の相談や法律相談のニーズが増加しており、対応が求められています。

○ 離婚前からの情報提供について、戸籍課と連携するなど、制度周知の取組の強化が必要です。

○ 面会交流については、課題も多く、親の権利だけでなく、子どもの心理的影響に配慮し、子どもの意志を尊重し権利を保障するような支援が必要です。

○ 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。また、相談窓口におけるワンストップ的な対応が求められています。

○ 情報提供や相談が様々な場面で展開されるよう、当事者団体や関係機関による連携を促進し、多面的に取り組んでいく必要があります。

○ 貧困の連鎖の防止の視点から、子どもへの学習支援や生活支援など、子ども自身に届く支援の推進が重要となっています。

○ 地域では子ども食堂の取組がはじまっており、ゆるやかな地域の見守り機能としても取組が広がるよう、推進していく必要があります。

○ 現在の支援の取組は中学生から高校生への進学の時期が中心となっていますが、もっと早い時期からの支援が必要との声が多く、小学生、幼児期からのかわりも重要となってきています。

○ 給付型の奨学金も増えてきており、親だけでなく子どもへも制度周知をはかり、意欲につなげていくことも大切です。

2 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要（平成 29 年度）

（1） 調査の概要

ア 調査目的

ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

イ 調査期間・方法

平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 6 月 5 日まで郵送配布・郵送回収により調査

ウ 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

| | 調査票送付数 | 調査票回収数 | 調査票回収率 | 調査対象該当数 | 調査対象該当率 |
|------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 母子家庭 | 2,600 | 903 | 34.7% | 736 | 28.3% |
| 父子家庭 | 1,000 | 283 | 28.3% | 245 | 24.5% |
| 合 計 | 3,600 | 1,186 | 32.9% | 981 | 27.3% |

（2） 結果の概要

（ ）内は、平成 24 年度前回調査

| | | 母子世帯 | 父子世帯 | 全体 |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|
| 1 ひとり親になった理由 | 離別 | 77.0% (79.0%) | 64.5% (83.3%) | 73.9% (79.2%) |
| | 死別 | 10.2% (9.9%) | 31.0% (11.9%) | 15.4% (10.0%) |
| | 未婚 | 7.5% (6.4%) | 0.4% (0%) | 5.7% (6.1%) |
| | 別居、その他 | 5.3% (4.7%) | 4.1% (4.8%) | 5.0% (4.7%) |
| 2 住居の状況 | 賃貸住宅 | 46.8% (54.2%) | 27.0% (23.9%) | 41.7% (52.7%) |
| | 持ち家 | 21.6% (23.5%) | 49.4% (61.9%) | 28.5% (25.4%) |
| | 本人以外の名義の持ち家 | 25.4% (-) | 18.8% (-) | 23.8% (-) |
| | 会社の社宅等、その他 | 6.2% (-) | 4.8% (-) | 5.9% (-) |
| | 1 か月あたりの住居費 | 6.7 万円 | 9.2 万円 | 7.4 万円 |
| 3 平均年間世帯総収入 | 361 万円 (331 万円) | 643 万円 (571 万円) | 432 万円 (344 万円) | |
| 4 平均年間就労収入 | 295 万円 (263 万円) | 615 万円 (543 万円) | 379 万円 (279 万円) | |
| 5 就業率 | 86.3% (84.7%) | 89.4% (90.5%) | 87.1% (85.0%) | |

| | | | | |
|----------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 6 就業形態 | 正社員・正規職員 | 44.6% (41.9%) | 66.2% (76.3%) | 50.1% (43.8%) |
| | パート・アルバイト | 34.6% (38.6%) | 2.7% (5.3%) | 26.5% (36.8%) |
| | 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 | 9.0% (11.8%) | 7.8% (5.3%) | 8.7% (11.4%) |
| | 人材派遣会社の派遣社員 | 5.0% (3.6%) | 0.5% (0%) | 3.9% (3.4%) |
| | 自営業主（商店主・農業など） | 5.0% (2.6%) | 13.2% (13.1%) | 7.1% (3.1%) |
| | 会社などの役員 | 0.5% (-) | 8.2% (-) | 2.5% (-) |
| | 自家営業の手伝い、その他 | 1.3% (1.5%) | 1.4% (0%) | 1.2% (1.5%) |
| 7 平均就業時間 | | 33 時間 (36 時間) | 41 時間 (50 時間) | 35 時間 (37 時間) |
| 8 職種 | 上位 1 位 | 事務的な仕事 | 専門知識・技術をいかした仕事 | 事務的な仕事 |
| | 上位 2 位 | 専門知識・技術をいかした仕事 | 管理的な仕事 | 専門知識・技術をいかした仕事 |
| | 上位 3 位 | サービスの仕事（資格なし） | 建設の仕事 | サービスの仕事（資格なし） |
| 9 副業率 | | 8.3% | 2.3% | 6.8% |
| 10 養育費 | 取り決め率 | 47.2% (45.0%) | 34.3% (18.9%) | 44.6% (43.6%) |
| | 受給率（※） | 45.5% | 11.9% | 38.6% |
| | 1 か月あたりの受給額（※） | 5.8 万円 | 2.3 万円 | 5.5 万円 |
| 11 面会交流 | 取り決め率 | 30.4% | 36.1% | 31.6% |
| | 実施率（※） | 58.3% | 62.7% | 59.2% |

※過去に受給または実施していた場合を含む。

（3）ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は 86.3%、父子家庭の就業率は 89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」（34.6%）、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」（9.0%）、「人材派遣会社の派遣社員」（5.0%）を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」（13.2%）や「会社などの役員」（8.2%）の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。

年間の世帯総収入（児童扶養手当、養育費等を含む）の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことがわかります。

イ 住居について

母子家庭は46.8%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいますが、父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。

住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。

養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

小学生の子どもが放課後（19時まで）に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(6) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。

「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

(7) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。

ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

3 ヒアリング調査結果の概要（平成 29 年度）

(1) ヒアリング状況

| | ヒアリング対象 | | 実施日 |
|----|---------------|--|--------------------|
| 1 | 民生委員・児童委員 | 主任児童委員連絡会 | 7/13 |
| 2 | 市社協 | 市社会福祉協議会事務局 | 7/21 |
| 3 | 保育園 | 市立保育園課長園長会議（課長園長） | 6/21 |
| 4 | 幼稚園 | 市内私立幼稚園4園 （うち認定こども園2園） | 7/4～ 7/11 |
| 5 | 小・中学校 | 方面別学校教育事務所 | 7/7 |
| 6 | 地域子育て支援拠点 | 横浜子育てパートナー連絡会議 | 6/27 |
| 7 | 母子生活支援施設 | 県母子生活支援施設協議会 | 7/10 |
| 8 | 横浜市男女共同参画センター | 男女共同参画センター横浜 | 7/24 |
| 9 | ひとり親関連事業受託法人 | 2事業者 （日常生活支援事業、児童家庭支援センター事業、ひとり親の生活・学習支援モデル事業、寄り添い型生活支援事業 受託法人） | 6/30 及び 7/14 |
| 10 | 区こども家庭支援課 | 区こども家庭課社会福祉職幹事区会 （社会福祉職専任職、社会福祉職） | 6/1 |
| 11 | 区生活支援課 | 健康福祉局生活支援課 （社会福祉職※区生活支援課業務経験者） | 7/28 |
| 12 | 当事者団体① | 一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会 | 8/13 |
| 13 | 当事者団体② | 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会 | 7/27 |
| 14 | 当事者団体③ | NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ | 7/24 |

(2) 主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- ・今後より一層必要と考えられる支援の内容 等

(3) ヒアリングから見えてきた状況

(相談)

- ひとり親の方は、忙しい合間をぬって相談に来ているので、なかなか余裕がない。区役所も土日が開いているわけではない。余裕をもって十分な情報提供を受けられるよう、相談に乗れる体制が必要。(支援者)
- 養育費の確保や様々な支援など、もっと離婚時から事前に情報を知ることができていれば、ここまで困窮に至らず済んだのでは、と後になって思う。(当事者)
- 戸籍の窓口で離婚時から相談にのるなど、早いうちからの情報提供が大事だ。(支援者)

(子どもへの支援・教育)

- ひとり親の子は、わりと早いうちから人生をあきらめがちであるように感じる。不安定な親や、弟妹を自分が支えなければと、自らそこにアイデンティティを置いている場合もあるが、もう少しその子の生活・学習の機会が保証されてもよいのではないか。(支援者)
- できれば早いうちからの学習支援、子どもに直接届く支援が必要。(支援者)
- 子どもにはできるだけ進学して、困窮状況から巣立ってほしいと思っているが、進学費(学費以外にも必要なこまごまとした経費も)が重荷であり、将来が不安。(当事者)
- 子どもは、親の様子をみて、これ以上無理をさせられないと、進学をあきらめてしまうケースも依然多い。奨学金などの情報は大人への情報が中心となっているが、もっと子どもの後押しになるような、子ども目線の情報提供ができないものだろうか。(支援者)

(自立支援)

- 子どもが大きくなって、児童扶養手当がなくなってから自立となっても、就職先が厳しく、気づくのが遅いという印象が否めない。早い時期から自立を支援していかないと、依存せざるをえず、なかなか困窮状態の解消は厳しい。(支援者)
- 自立をしたくない人はゼロである。児童扶養手当の受給時と、そこから少し稼ぎがアップして離脱した時の様々な優遇策がなくなることのギャップが大きい。離脱した人には例えば一定期間税が優遇される、あるいはひとり親医療が一定期間は使えるといったような緩和策も必要(当事者)
- ひとり親になった理由は様々でも、共通しているのは喪失感。自己否定感が(親子ともに)低い部分を高めていくことも、自立支援には必要。(支援者)

(福祉的課題)

- ひとり親であること自身が課題ではなく、ひとり親×〇〇と他の課題が重なり深刻化する。ひとり親の抱える課題状況をカテゴライズし、その層その層ごとの支援が必要。(支援者)

○福祉的課題が強い世帯は、ひとり親であるからというより、その他の要因が大きいように思う。子どもが障害を抱えているだけでなく、親自身も障害を抱えていたりする。障害を抱える子、方への支援も並行しながらひとり親支援を考えることも重要ではないか。（支援者）

（住宅）

○住宅に関する困難が大きいと感じている。他都市ではひとり親への住居費手当などあったりするが、もう少しひとり親が入りやすい住宅の確保・施策が必要ではないか。（支援者）

○やはり、横浜市は家賃が高い。10万近くがザラだ。公営住宅はなかなかあたらない。住宅費に費やすお金を減らすことができれば、その分、収入がアップしたことと同じで、貯蓄など子どもへ回せるお金も増える。現在は、公営住宅にあたった人はラッキー、という状況だ。（当事者）

（父子への支援）

○母子だけでなく、父子家庭への支援も必要。特に子の育ちからみた生活面の支援。（支援者）

○父親がそれでいい、と思っていることが、子の育ちからみると課題がある場合も多い。母子と比べて父子への支援の少なさをみると、もう少し積極的な支援ができないものか。また、当事者同士の意見交換の機会などもあってよいのではないか。（支援者）

（地域展開）

○区役所に行くのがハードルが高いと感じているひとり親の方の様子もうかがえる。もっと身近な相談窓口が必要なのではないだろうか。拠点でも、ひとり親同士の交流などもっと考えていってよいと思うが、そのノウハウがない（支援者）

○地域でのよりそい、つながりづくりの必要性和“主たるかかわりを持つ人”をどうつくるか。高齢者の地域支援の仕組みのようなものが、ひとり親など困難を抱える子育て世帯にもあるとよい。（困難な高齢者を地域ケアプラザの地域コーディネーターに相談できるような感じで）（支援者）

○子ども食堂や、地域の人たちによる学習支援といった取組は有効と思っている。子どもだけでなく多世代支援にもつながるし、そのようなゆるやかな見守り機能が地域には必要で、尽力したいと思っている。ただ、今のところ、本当はきてほしい、課題を抱えている子どもたちが子ども食堂に来ているかという、まだそういう状況ではない。（支援者）

4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会（平成29年度）

● 委員

| | 所属 | 役職 | 氏名 |
|----|------------------------------|---------|--------|
| 1 | (公財)横浜市男女共同参画推進協会 | 事業企画課長 | 白藤 香織 |
| 2 | 母子生活支援施設 カーサ野庭 | 施設長 | 高橋 智一 |
| 3 | (社福)横浜市社会福祉協議会 | 地域活動部長 | 田邊 裕子 |
| 4 | (社福)たすけあいゆい | 理事長 | 濱田 静江 |
| 5 | 本間法律事務所 | 弁護士 | 本間 春代 |
| 6 | マザーズハローワーク横浜 | 統括職業指導官 | 松田 利花 |
| 7 | (一財)横浜市母子寡婦福祉会 | 理事長 | 道下 久美子 |
| 8 | 横浜市民生委員児童委員協議会 | 理事 | 峰松 雅子 |
| 9 | 立教大学コミュニティ福祉学部 | 教授 | 湯澤 直美 |
| 10 | 鶴見区こども家庭支援課 | 課長 | 中澤 智 |
| 11 | 横浜市南浅間保育園 | 園長 | 西川 洋子 |
| 12 | 瀬谷区こども家庭支援課 | 課長 | 柴山 一彦 |
| 13 | 横浜市中心職業訓練校 (経済局雇用労働課担当課長) | 校長 | 石川 裕純 |
| 14 | 健康福祉局生活支援課 | 課長 | 鈴木 茂久 |
| 15 | 建築局住宅政策課 | 課長 | 磐村 信哉 |

(50音順 敬称略)

● 事務局

| | 所属 | 役職 | 氏名 |
|--|-----------------|----|-------|
| | こども青少年局こども福祉保健部 | 部長 | 細野 博嗣 |
| | こども青少年局企画調整課 | 課長 | 福嶋 誠也 |
| | こども青少年局保育・教育運営課 | 課長 | 武居 秀顕 |
| | こども青少年局こども家庭課 | 課長 | 谷口 千尋 |

5 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要（令和4年度）

（1） 調査の概要

ア 調査目的

計画を一部改訂及び計画期間の延長を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、ひとり親家庭の生活実態等の情報を収集するため。

イ 調査期間

令和4年11月18日から令和4年12月5日まで

ウ 調査方法

アンケート案内チラシを調査対象者世帯に郵送し、記載された二次元バーコードから対象者が電子申請システムにアクセスして回答。電子申請システムの回答が困難な場合は郵送により授受。

エ 調査対象・回収状況

本市のひとり親家庭支援制度を利用した市民から無作為抽出した、1,500世帯（母子世帯：1,300世帯、父子世帯200世帯）

| | 調査票送付数 | 調査票回収数 | 調査票回収率 | 調査対象該当数 | 調査対象該当率 |
|------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 母子家庭 | 1,300 | | | 452 | 34.8% |
| 父子家庭 | 200 | | | 45 | 22.5% |
| 合計 | 1,500 | 502 | 33.5% | 497 | 33.1% |

（2） 結果の概要

| | | 母子世帯 | 父子世帯 | 全体 |
|--------------|--------------|-------|-------|-------|
| 1 ひとり親になった理由 | 離別 | 88.5% | 77.8% | 87.5% |
| | 死別 | 3.1% | 15.6% | 4.2% |
| | 未婚 | 8.2% | 0.0% | 7.4% |
| | 別居、その他 | 0.2% | 6.7% | 0.8% |
| 2 住居の状況 | 賃貸住宅 | 54.5% | 42.2% | 53.3% |
| | 持ち家 | 17.5% | 37.8% | 19.3% |
| | 本人以外の名義の持ち家 | 24.1% | 20.0% | 23.7% |
| | 会社の社宅等、その他 | 4.0% | 0.0% | 3.6% |
| | 1か月あたりの平均住居費 | - | - | 7.2万円 |

| | | 母子世帯 | 父子世帯 | 全体 | |
|----|----------|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 4 | 平均年間就労収入 | 231.6万円 | 292.4万円 | 237.2万円 | |
| 5 | 就業率 | 87.6% | 88.9% | 87.7% | |
| 6 | 就業形態 | 正社員・正規職員 | 43.7% | 50.0% | 44.3% |
| | | パート・アルバイト | 32.1% | 12.5% | 30.3% |
| | | 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 | 10.4% | 15.0% | 10.8% |
| | | 人材派遣会社の派遣社員 | 5.6% | 0.0% | 5.0% |
| | | 自営業主（商店主・農業など） | 2.5% | 15.0% | 3.7% |
| | | 会社などの役員 | 0.5% | 0.0% | 0.9% |
| | | 自家営業の手伝い、その他 | 5.4% | 2.5% | 5.0% |
| 8 | 職種 | 上位1位 | 事務的な仕事 | 専門知識・技術をいかした仕事 | 事務的な仕事 |
| | | 上位2位 | 専門知識・技術をいかした仕事 | その他 | 専門知識・技術をいかした仕事 |
| | | 上位3位 | サービスの仕事（資格あり） | 建設、清掃、包装の仕事 | その他 |
| 9 | 副業 | 副業率 | 12.4% | 17.5% | 12.9% |
| | | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で副業を始めた人の割合 | 5.3% | 12.5% | 6.0% |
| 10 | 養育費 | 取り決め率 | 51.7% | 20.0% | 49.4% |
| | | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が養育費の受け取りにあった人の割合 | 13.5% | 5.8% | 12.9% |
| 11 | 面会交流 | 取り決め率 | 33.4% | 25.7% | 32.8% |
| | | 実施率（過去に実施していた場合を含む） | 63.6% | 71.4% | 64.2% |
| | | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が面会交流にあった人の割合 | 17.6% | 12.0% | 17.2% |

※平成29年度調査項目の「3 平均年間世帯総収入」「7 平均就業時間」は、令和4年度においては調査を行っていません。

(3) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は 87.6%、父子家庭の就業率は 88.9%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 43.7%となっていますが、「パート・アルバイト」(32.1%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(10.4%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.6%)を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 50.0%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(15.0%)の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、母子家庭は 12.4%、父子家庭は 5.0%となっています。うち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で副業を始めたと回答したのは母子家庭で 5.3%、父子家庭で 12.5%でした。

年間の稼働収入の全体平均は 237.2 万円で、母子家庭が 231.6 万円、父子家庭は 292.4 万円でした。

イ 住居について

母子家庭は 54.5%が賃貸住宅（「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」）に住んでいますが、父子家庭は 57.8%が持家（「本人名義の持ち家」「本人以外の名義の持ち家」）に住んでいます。

住居費については全体で 74.6%が負担しており、平均住居費は 7.2 万円となっています。

ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は 50.2%でした。また、養育費の取り決めの有無について、ひとり親になってからの経過年数別にみると「取り決めをしている」の割合が、ひとり親になってからの経過年数と共に減少しており、経過年数「1 年未満」だと 73.1%、「1～10 年」で 52.0%、「11 年以上」で 36.6%でした。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が養育費の受け取りにあった方について、「取り決めは変えていないが支払が滞ったり払われなくなったりしている」が 11%、「双方合意の上増額した」が 0.2%、「双方合意の上減額した」が 1.7%でした。

エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は 65.3%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が 49.3%、次いで「子どもが会いたがらない」42.0%、「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる」27.5%となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が面会交流にあった方について、「感染防止のため、面会交流の頻度を減らした。又は面会交流を取りやめた」と回答した割合は全体で 17.2%でした。母子家庭は 17.6%、父子家庭は 12.0%でした。

(4) ひとり親家庭の子どもについて

ア 子どもの事について悩んでいること

子どもの事について現在悩んでいる事は、「子どもの将来について（進学、受験、就職）」が最も多く 523 人、次いで「子どもの日常の学習について」が 339 人、「子どもの生活習慣や生活態度について」317 人となった。

(5) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「ひとり親家庭等のための手当（児童扶養手当）」99.4%、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」90.3%が非常に高い認知度であった。

次に「ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス対策の給付金」63.4%、「就労相談や法律相談（ひとり親サポートよこはま）」51.1%、「資格取得のための給付金（受講料の支援、生活費の支援）39.6%と続いた。一方で 20%未満の制度が 7 つあった。

母子・父子家庭別にみると、「就労相談や法律相談（ひとり親サポートよこはま）」の認知度が、母子家庭では 53.3%だったのに対し、父子家庭では 28.9%と低かった。

福祉制度を知った経路・きっかけについては、「ひとり親家庭のしおり」68.1%が最も多く、次に「区役所の相談窓口」50.2%であった。

割合は半減するが、「横浜市のウェブページ」24.0%、「ひとり親サポートよこはまのウェブページ」22.2%とウェブサイトからの情報入手についても確認できた。

福祉制度を知ったきっかけは、母子家庭では「ひとり親家庭のしおり」が 69.4%で最も多かった。一方、父子家庭では「区役所の相談窓口」が 64.4%で最も高かった。

(6) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は 58.4%、父子家庭は 40.0%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は 21.5%、父子家庭は 33.3%となっています。

6 ヒアリング調査結果の概要（令和4年度）

（1） ヒアリング状況

| | ヒアリング対象 | | 実施日 |
|---|---------|----------------------|-------|
| 1 | 支援者団体 | 横浜市社会福祉協議会事務局 | 11/25 |
| 2 | 当事者団体① | 一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会 | 11/24 |
| 3 | 当事者団体② | 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会 | 11/16 |
| 4 | 当事者団体③ | NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ | 11/25 |

（2） 主なヒアリング項目

- ・新型コロナ禍の影響とみられるひとり親家庭の状況、親・子どもの様子の変化
- ・新型コロナ禍の前後で就労環境（求人・求職）に変化があったと感じたこと
- ・ひとり親家庭の支援のニーズと、効果的な支援として考えていること、支援のうえで困難と感じていること
- ・ひとり親家庭の自立のために必要と感じること
- ・相談者の制度認知状況に課題があると感じた施策

（3） ヒアリングから見えてきた状況

（新型コロナ禍の影響とみられるひとり親家庭の状況、親・子どもの様子の変化）

- 学校の休校や不登校、また新型コロナウイルス罹患や濃厚接触等の理由で子どもが自宅にいると、親は仕事に行くことができない。特に非正規雇用の場合、就労できないことで収入が減少し、そのことによって親が精神的に不安的になり、子どもとの関係も悪くなっている。
- これまで顔を合わせる時間が少なかった夫婦が、仕事がリモートワークになり在宅時間が増えたことで、お互いに不満が溜まり、離婚相談が増えた。離婚につながったケースも多い。
- 休校などで子どもが学校に行かない期間があったことで、学校再開後もそのまま不登校になっているケースが多くみられる。
- 子どもに習い事や様々な体験をさせる機会が減少し、代わりにゲームをしたりスマートフォンを見たりする時間が増えた。

（新型コロナ禍の前後で就労環境（求人・求職）に変化があったと感じたこと）

- 非正規雇用の場合、シフトに入れなくなり収入が減少した人や失業した人がおり、経済的な困窮に陥った。特に飲食業・サービス業のダメージが大きく、収入が途絶えた人が多かった。正規雇用の場合は、職場のケア（有給休暇の利用や手当等）があり大きな変化がなかった人が多かった。
- 在宅ワークのニーズが高まったが、自身の能力や環境を理解していなければ職を得るのは難しく、そこまでたどり着ける人は多くなかった。
- コロナ禍になり、パートや派遣から正社員になりたいという人が増えた。また、パートのシフトに入れなくなり収入が減ったため、ダブルワークを希望するという人も多かった。
- 介護、清掃、物流分野の求人は増えたが、希望者が多い正規の事務職の求人は減り、未経験の人が就職するのは難しい状況だった。

（ひとり親家庭の支援のニーズと、効果的な支援として考えていること、支援のうえで困難と感じていること）

- 資格取得支援は効果があった。コロナ禍で仕事ができず、時間が出来たことから、自分で将来を考え「資格を取得して収入を上げていきたい」と長期的な視点で考える人も多くなった。
- 同じような環境にいる者同士で話ができることが心強いため、ひとり親同士で安心して話ができる機会を増やしてほしいという声をよく聞く。
- 学校行事が減り、特にひとり親の子の「体験の不足」が心配される。感染防止の工夫をしながら団体で催事を行っているが、会食などができないので、ひとり親家庭どうしの交流が十分に図られる機会を作れないことがもどかしい。
- 離婚前後の法律相談のニーズが高まっている。家事事件に詳しい弁護士と相談できる場が必要だと思う。
- 社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付は、非常にニーズが高かった。
- 奨学金やランドセルの配布、学習会の実施など、子どもに関する支援のニーズが高い。

（自立のために必要と感ずること）

- 目の前のことをどうにかしようとして、将来的なことが考えられないと、その時はよくても、子どもが独立して親が50代後半から60代になったときに自立できなくなってしまう。その家庭の10年20年後、子どもが自立するまで、長期的なビジョンを持って生活を考えることと、それに向けた就労等の支援が必要。
- 自分でSOSを出しながら生活ができることを「自立」と捉えてほしい。支援を受けることは悪いことではなく、自分で少しの隙間を埋めていくことで生活基盤が安定していく。自分から手を挙げられるように、世の中や地域がなってきたため、そこをうまく活用しながら「自立」を目指して行ってほしい。
- 希望する子に教育の機会を提供することは大事である。ひとり親家庭の出自であっても、将来漕ぎだしてゆくのはふたり親の子と同じ世界なので、「ひとり親だから特別の支援が受けられる」というのではなく、同じことができるようになることが望ましい。
- 誰に相談したらいいのか、また、自分がどのような状態になりたいのかかわからない人が多い。ファーストコンタクト時に相談者の考えの整理をきちんと行いつつ、単にサービスを案内するだけでなく、気持ちを否定せずに、相談者の状態に応じた寄り添った支援が必要。

（制度の認知状況、情報入手・制度利用）

- 住宅支援資金貸付は開始から日が浅いこともあり、認知はまだ十分とはいえない。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や、高等教育の無償化制度など、行政が支援していることを知らない人も多い。
- 人によって情報収集力の差がかなり大きい。地域や生活のレベル、これまでの経歴などが関係しているかもしれないが、情報の取り方やその制度への向き合い方、興味の持ち方に差があると感じる。
- スマートフォンは持っているが、自分では情報が取得できずに制度に繋がらない人が多くいる。
- 制度を利用する前に、どれを使うべきかアドバイスできる人と繋がるといい。

横浜市こども青少年局こども家庭課

平成 30 年 4 月発行

令和 5 年 月一部改定

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10

Eメール kd-katei@city.yokohama.jp

電話番号：045-671-2390 FAX 番号：045-681-0925

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/action/plan/jiritsu-shien.html>